

人と自然が輝くオホーツクのまち

ゆうべつ

第2期 湧別町総合計画

平成29年度～平成33年度

はじめに



湧別町長
石田 昭廣

私たちの湧別町は、平成21年10月の誕生から8年目を迎えることとなりました。

新町のまちづくりは、平成24年度に策定した「第1期湧別町総合計画」に基づき、まちづくりの将来像「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、様々な取り組みを計画的に進めてまいりました。

また、平成25年度には「湧別町自治基本条例」を制定し、町民、議会及び行政機関が一丸となり、交流と対話でつくるまちづくりの実現を目指した取り組みを積極的に進めてまいりました。

この間、社会経済情勢並びに地方自治体を取り巻く環境は激変しており、複雑かつ多様化する行政課題を的確に把握し、まちづくりを推進していく必要が生じています。

このような認識の下、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする「第2期湧別町総合計画」をこのたび策定し、本町の今後5年間の目指す姿と町政運営の方向性、重点施策を定めました。

本計画の策定にあたっては、町民アンケートや町民ワークショップ等を通じ、多くの町民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただくとともに、湧別町総合計画審議会で精力的にご審議いただきました。

改めまして、心から感謝申し上げます。

第1期計画から引き継いだまちづくりの将来像である「人と自然が輝くまち」の実現により、町民一人ひとりが「わがまち湧別」にさらに誇りを持てるまちづくりを目指して、本計画に基づく各般の施策を積極的に展開してまいりますので、町民の皆様のお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年3月



第1章	総合計画策定の趣旨	1
1	策定の趣旨	2
2	計画の役割	2
3	計画の構成と期間	2
第2章	湧別町の概況	3
1	町の概要	4
2	町を取り巻く状況	4
	(1) 進行する人口減少、少子・高齢化	4
	(2) 求められる行財政改革	5
	(3) 厳しい地域産業と労働環境	6
	(4) 住民協働と地方創生	6
3	町民意向	7
	(1) 町民アンケートの結果	7
	(2) 町民ワークショップの結果	10
4	第1期計画の振り返り	12
	(1) 第1期計画の概要	12
	(2) 数値目標とその実績	13
	(3) 主な施策実績	14
	(4) 基本計画で定めた目標値と実績	15
第3章	基本構想	17
1	湧別町の将来像と基本理念	18
2	施策の大綱	19
3	目標人口	20
第4章	基本計画	21
1	基盤整備 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり	22
	道路・河川・海岸	22
	上下水道	24
	住宅環境	26
	公園	28
	情報通信	29
	環境衛生・景観	31
	地球温暖化対策	33
	公共交通	34
	消防・防災	35
	交通安全・防犯	37

2	産業振興	豊かな自然と共生する活力あふれるまちづくり	38
	農業		38
	林業		40
	水産業		42
	商工業		44
	消費者保護		46
	雇用の確保		47
	観光		48
3	社会福祉	健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり	50
	保健・医療		50
	子育て支援		52
	食育		54
	社会福祉		55
4	教育文化	心の豊かさと生きる力を育むまちづくり	58
	学校教育		58
	社会教育		60
	芸術文化		62
	図書館		63
	博物館・文化財		64
	スポーツ		66
	国際・国内・同郷交流		68
5	協働・行財政	人がふれあい支え合う安定したまちづくり	69
	住民協働		69
	情報共有		71
	行政効率化		72
	財政運営		74

附属資料

77

1	湧別町総合計画実施計画【主要事業一覧表】	78
2	総合計画策定組織体系図	86
3	湧別町総合計画審議会条例	87
4	湧別町総合計画審議会専門部会規則	88
5	湧別町総合計画審議会委員名簿	89
6	総合計画審議会への諮問書	90
7	総合計画審議会からの答申書	90
8	策定の経過	91



総合計画策定の趣旨

1. 策定の趣旨
2. 計画の役割
3. 計画の構成と期間

第1章

総合計画策定の趣旨

第2期湧別町総合計画の策定にあたって、「策定の趣旨」、「計画の役割」及び「計画の構成と期間」は、次のとおりとします。

1 策定の趣旨

平成21年10月の新町発足後、平成24年度に策定した第1期湧別町総合計画（目標年度：平成28年度。以下、「第1期計画」という。）に基づき、将来像である『人と自然が輝くオホーツクのまち』の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

この間、社会経済情勢並びに地方自治体を取り巻く環境は激変し、常に新たな行政課題の解決が求められている状況にあります。

そのため、社会経済情勢の変化など社会的背景を見据え、複雑かつ多様化する行政課題を的確に把握し、長期的かつ戦略的な視点をもってまちづくりを推進していく必要があります。

このような認識の下、本町の目指す姿と町政運営の方向性について基本的な指針となる「第2期湧別町総合計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定します。

2 計画の役割

第2期計画は、本町の将来像と長期的なまちづくりの基本的な指針と目標を明らかにし、その実現に向けた施策の体系と目標値を示します。

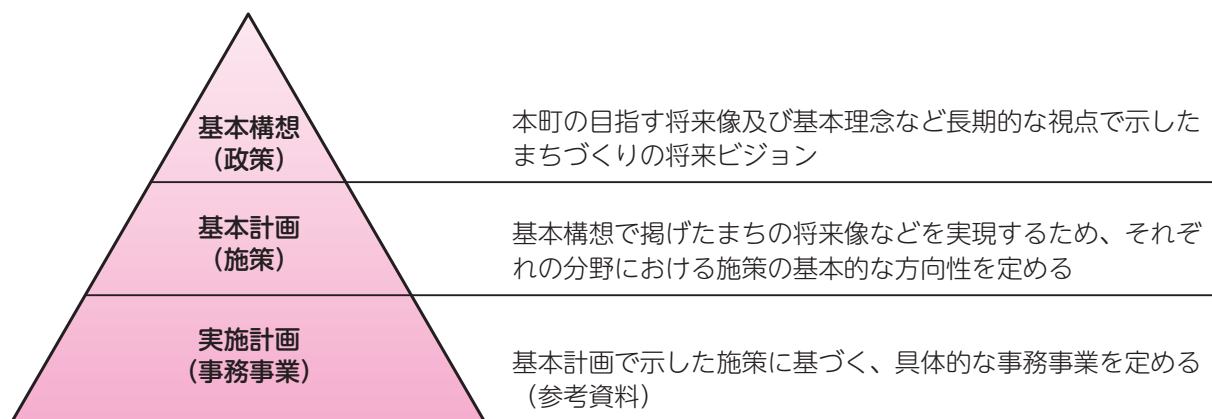
また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるため、各分野の個別計画や施策はこの計画の基本理念に沿って策定され、実施されるものとします。

3 計画の構成と期間

第2期計画の構成は「基本構想」と「基本計画」で構成します。

「基本構想」は、湧別町の目指す将来像及び基本理念など長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めます。

「基本計画」は、それぞれの分野における施策を示し、今後の方向性や主要施策等を定めます。計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年とする5カ年間とします。





湧別町の概況

1. 町の概要
2. 町を取り巻く状況
3. 町民意向
4. 第1期計画の振り返り

第2章

湧別町の概況

1 町の概要

湧別町は、平成21年10月5日に旧上湧別町と旧湧別町の2町が合併して誕生しました。

湧別町の歴史は、明治15年にこの地域で近代農業を行うため開拓の鍬が湧別川河口付近で下ろされたことにはじまります。明治30年には湧別村戸長役場が旧湧別町に設置されましたが、明治43年に旧上湧別町を分村したため、旧2町はそれぞれの歴史をたどりますが、平成21年に100年の時を経て再び一つの町として歩むこととなりました。

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク海の中央部に位置し、北海道最大の湖であるサロマ湖を抱え、北はオホーツク海に面しています。北見峠に水源をもつ湧別川流域に肥沃な大地が広がり、総面積は505.74km²となっています。

気候は、オホーツク海型気候地帯としての特色をもち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもあります。年間平均気温は6.2℃、年間降水量は693mm程度と少雨地域であり、冬期の降雪量は比較的少ない地域となっています。

2 町を取り巻く状況

第2期計画におけるまちづくりを考える上で、特に考慮すべき社会的背景について、本町の現状と課題を次のように認識し計画を策定します。

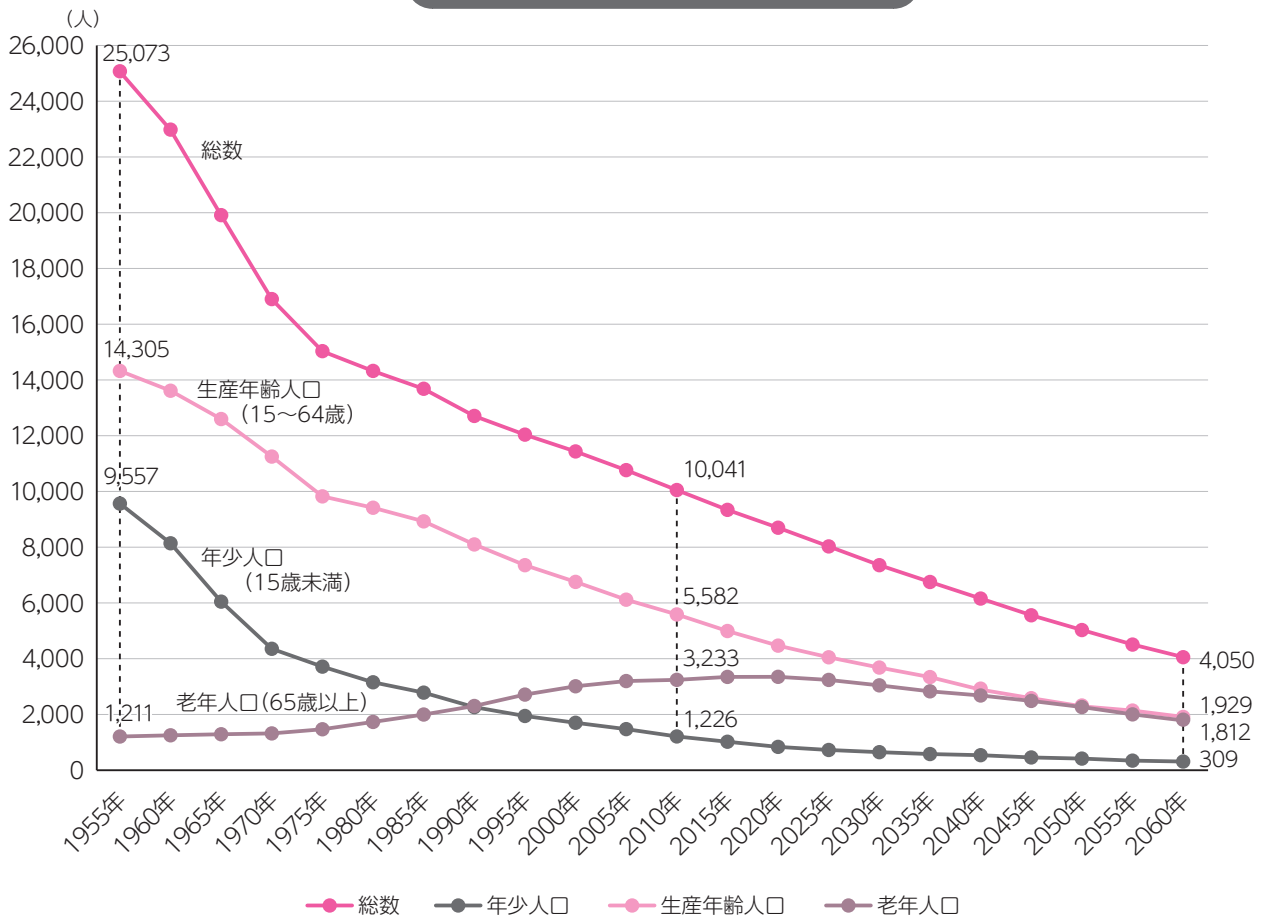
(1) 進行する人口減少、少子・高齢化

日本の総人口は、平成16年をピークに減少局面を迎え、今後長期の減少過程に入ることが見込まれています。総人口が減少する中で、世界に類を見ない速度で高齢化が進み、そのため、世界のどの国も経験したことのない本格的な超高齢社会を迎えています。

湧別町の人口は、1950年の25,505人をピークに減少に転じ、平成22年の国勢調査では10,041人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年（2040年）には6,150人、平成72年（2060年）には4,050人となり、現在人口の半数以下に減少することが見込まれ、地域産業の発展のみならず、雇用の確保、出産・子育てといった町を形成する人々の生活にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

改善に向けては、①住民一人ひとりが日々の暮らしに豊かさと幸せを実感できるよう、人口減少社会を見据えたまちづくりを行うこと②産業の振興と労働環境の整備による定住人口の増加を図ること③まちの魅力を再発見し、広くアピールすることにより交流人口を増加させ、地域の活性化を図ること④子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境の整備⑤子どもから高齢者までいきいきと快適に暮らせるまちづくりを進めること、が必要です。

年齢3区分人口の推移と将来推計



※2010年まで 総務省「国勢調査」
 ※2010年～2060年 国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 求められる行財政改革

湧別町の財政状況については、国から配分される地方交付税が歳入の約半分を占めており、地方交付税の動向に大きく影響されています。「平成の大合併」で合併した自治体は特例として、合併前の旧自治体が受ける普通交付税の合計額が保障されていますが、平成27年度から段階的な減額が始まっており、普通地方交付税の合併特例措置である合併算定替の特例期間が終了する平成32年度からは、大変厳しい状況が予想されます。

厳しい財政状況の中で、限られた財源を事業の必要性和緊急度を考慮したうえで有効に活用し、効率的・効果的な事業の執行が必要であり、長期的展望に立った健全な財政基盤の確立が不可欠となっていることから、「行政改革大綱」に基づき、公共施設再編、学校統合、行政組織の見直し、職員定数の適正化等の施策を計画的に実施し、住民福祉の向上と安全で安心して住民が居住し続けることができる持続可能な財政基盤の確立を推進する必要があります。

(3) 厳しい地域産業と労働環境

湧別町の産業は、豊かな自然環境のもと農林水産業を基幹産業として発展し、第一次産業からの様々な生産物を有効活用し、製造、加工、流通、販売することで、第二次産業、第三次産業と結びつき、地域産業全体の振興につなげています。

しかし、基幹産業である農林水産業を取り巻く環境は、就業者の減少と高齢化、担い手不足などにより年々厳しさを増しています。さらに、平成27年10月に大筋合意されたTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）による貿易自由化の大きな影響が懸念されています。

商工業についても、自動車や情報化社会の進展を背景に、購買力の町外流出による企業収益の低迷と雇用環境の悪化など、依然として厳しい状況が続いています。地域の商店街では空き店舗が増加し空洞化が進み、まちなみ景観にも影響が出ています。

改善に向けては、意欲と能力のある担い手の育成や経営体質の強化が必要であり、生産基盤の整備とともに関係団体等との連携による先進的技術の導入や新たな生産体制の構築等、各種施策を総合的に推進する必要があります。また、地域資源を活用した商品開発やブランド化により、新たな魅力を付加した商品売り込むことや企業誘致や起業者支援による商工業の振興、企業活動への支援による労働・雇用環境の改善が必要です。

(4) 住民協働と地方創生

活気に満ちた地域社会をつくり、我が国の活力を向上させるためには、国と地方の役割分担を見直し、地域のことはその地域に住む住民が責任を持って決められる「地方分権型社会」の実現が求められています。また、国が推進する地方創生に向けて、「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化が求められています。

湧別町では、これまでも住民自治意識の高揚と町民と行政の協働によるまちづくりを推進してきました。今後も引き続き、町民と行政の協働による豊かで住みよい、活気あるまちづくりを促進していくことが必要です。

また、少子・高齢化や核家族化の進展、グローバル化、情報化などを背景に国民の価値観は多様化し、ライフスタイルが変化する中で、日常の生活の場である地域で相互に支えあう機能が低下し、また、社会的な繋がりも希薄化してきていることが指摘されています。

このような社会意識変化の中で、湧別町自治基本条例^{*}の前文にもあるとおり、町民、議会及び行政機関がそれぞれの役割と責務を自覚し、力を合わせてわたしたちのまちを築くことが重要です。

^{*}自治基本条例…住民自治に基づくまちづくりの基本原則を定める条例で「自治体の憲法」ともいわれる。

3 町民意向

第2期計画の策定にあたり、町内に在住する満18歳以上の男女から無作為に抽出した3,800人を対象としたアンケート調査を平成27年4月に実施しました。あわせて、湧別高校及び町内3中学校の全生徒に対してもアンケート調査を実施しています。

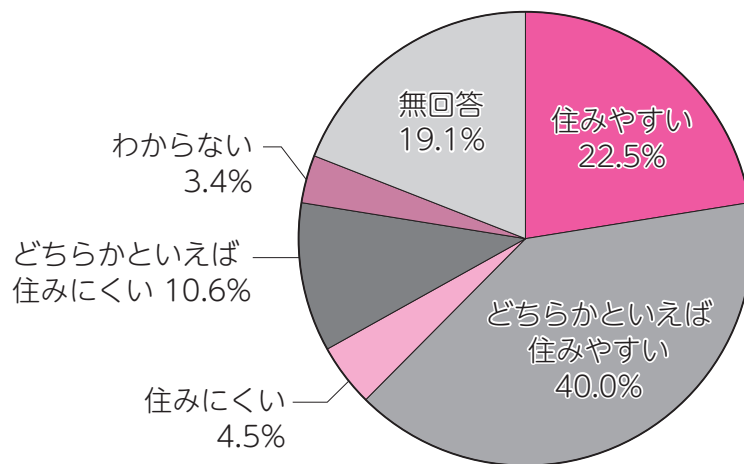
また、平成27年10月には、まちづくりの課題解決のアイデアを出し合う「町民ワークショップ※」を開催し、45名が参加しました。

町民アンケートの回収結果

アンケートの対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
18歳以上の町民	郵送	3,800	1,496	39.4%

(1) 町民アンケートの結果

湧別町の住み心地は、「どちらかといえば住みやすい」が40.0%と最も多く、「住みやすい」22.5%と合わせると62.5%が“住みやすい”と回答しています。一方、「どちらかといえば住みにくい」10.6%と「住みにくい」4.5%を合わせた“住みにくい”は15.1%となっています。

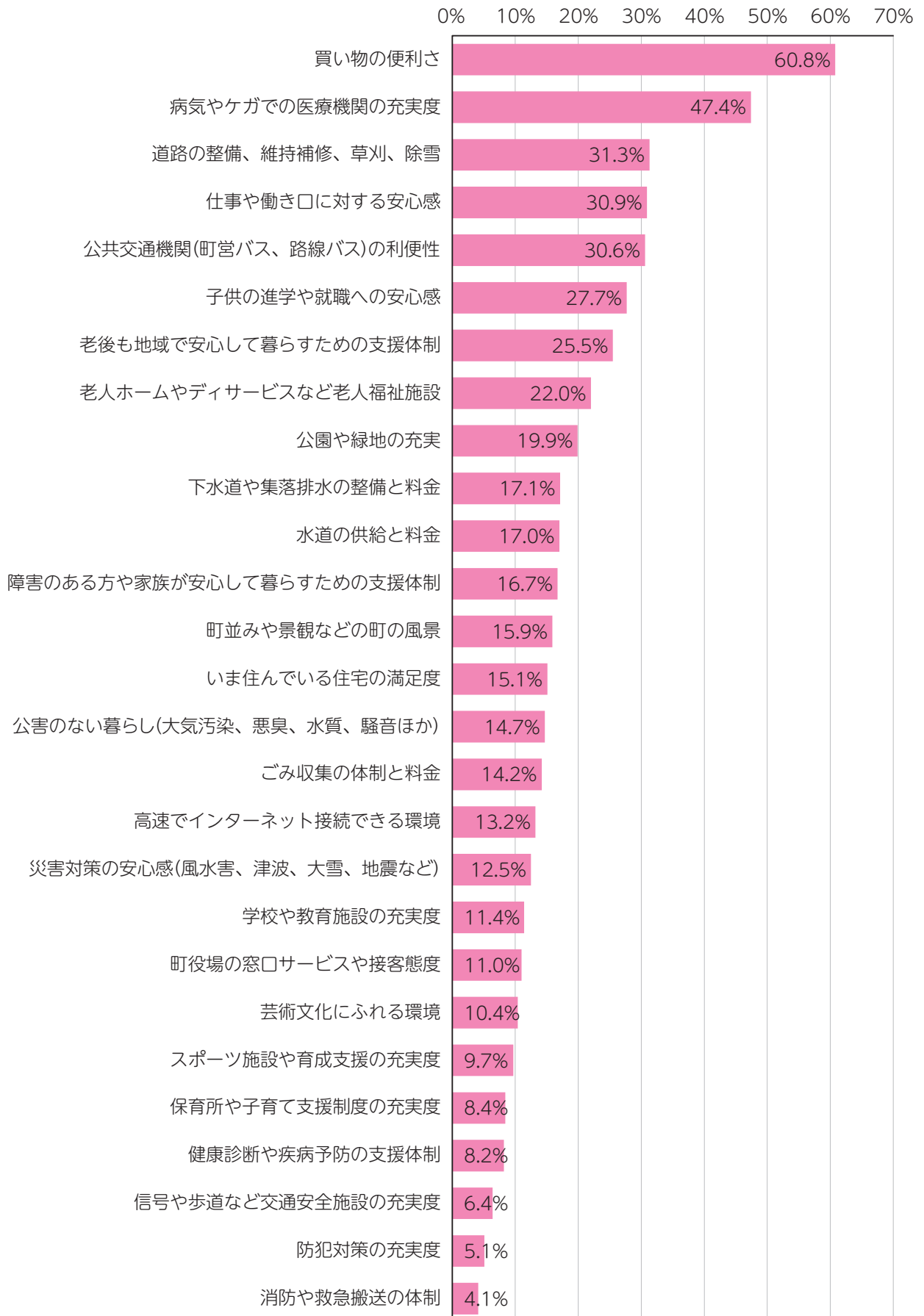


各項目の満足度と重要度は次のように示されています。満足度のグラフを見ると、「買い物の便利さ」、「医療の充実」、「道路・除雪」、「雇用の安心感」の点で不満が大きいです。一方、重要度のグラフを見ると、「医療の確保」、「雇用確保と若年者定住」、「老後の安心」の順で関心が高い結果となっています。

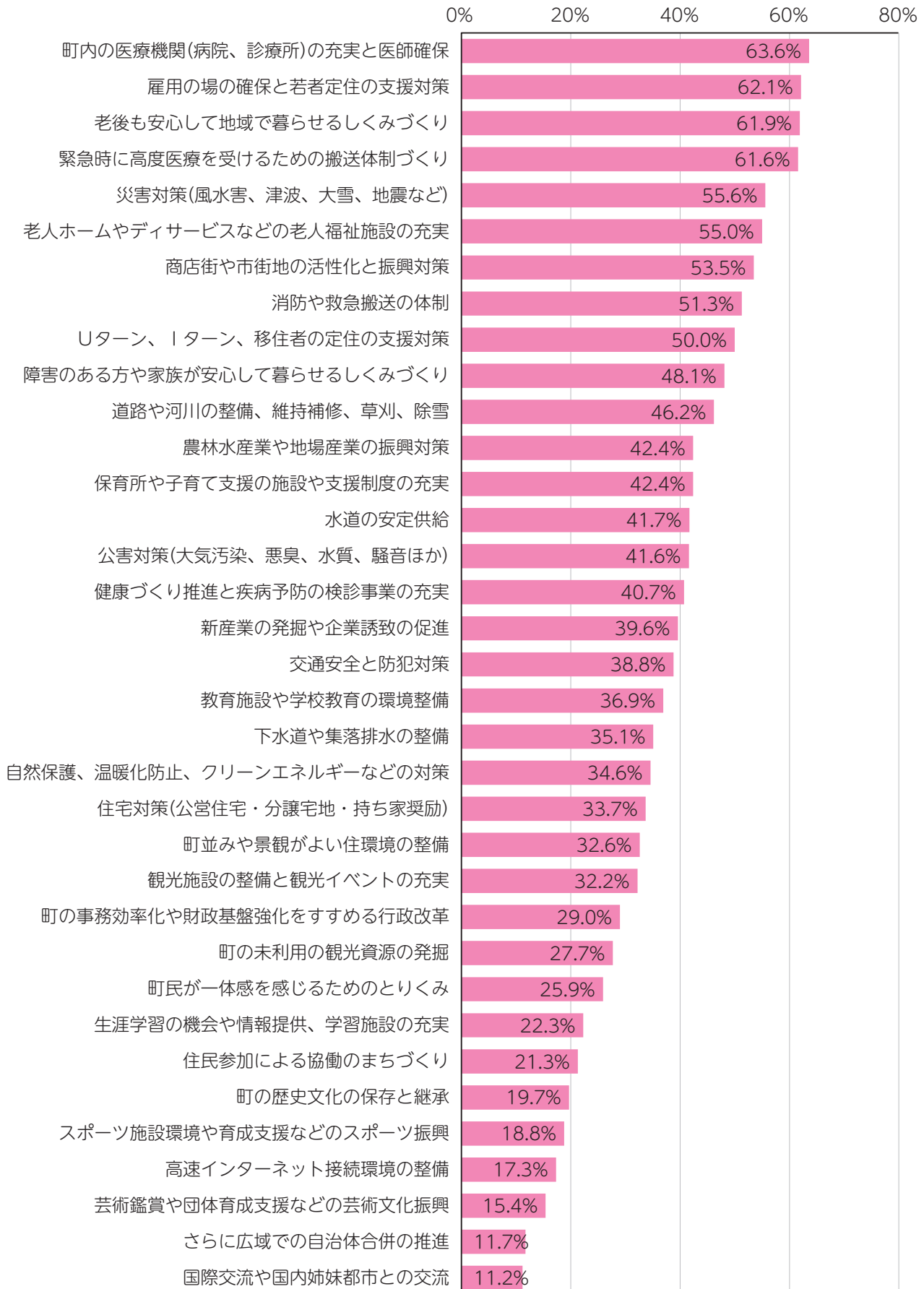
医療と雇用に関しては、生活面の不満と今後の重要度で重複しており、今後のまちづくりにおける特に重要な課題です。

※ワークショップ…参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で学び合ったり、創り出したりする場。住民参加型の活動形態として位置付けられる。

生活面の満足度における「不満」の割合



今後の重要度における「重要」の割合



第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

(2) 町民ワークショップの結果

ワークショップでは、参加者が7つのグループに分かれ、町民アンケートの結果をもとに決定した3つのテーマについて、意見を出し合いました。

前半はまちの課題や可能性を書き出し、後半は課題の解決策や可能性を伸ばすためのアイデアを出し合い、最後にグループごとに提案をし、参加者全員で特に検討したい提案に投票をしました。

① 3つのテーマごとの提案された内容と参加者による投票の結果 【 】は投票数

テーマ1 健やかに子どもを育むまちづくり

サブテーマ

- ・安心して、子どもを産み育てられるようにするには
- ・子どもが健康に育ち、いきいき学べるようにするには
- ・子どもが、まちに誇りと愛着をもてるようにするには

- 産婦人科など医療の充実【12】
- 産婦人科、小児科病院の確保【11】
- 父親の育児休暇の取得ができる環境確保【4】
- 少人数学級、優秀な先生を確保する【4】
- 保育から高校まで一貫した教育ができる体制づくり【3】
- 自然や産業など町の特色を生かしたドキドキする教育を【1】
- 若い世代の安定した収入（経済の安定化）【1】
- 子どもと大人の関わる場の確保 親と子の遊び場が必要【1】

テーマ2 若者がいきいきと暮らすまちづくり

サブテーマ

- ・資源を活かし、若者がやりがいをもてる仕事をつくるには
- ・若者がパートナーを見つけ、定住してもらえるようにするには
- ・若者に、湧別に移住してもらえるようにするには

- 産婦人科など医療の充実【12】
- 出会いの場が無い【9】
- 若者同士の交流の場が少なく、結婚への不安【9】
- 若者が働く場が無い。通年雇用が必要【7】
- 若者の仕事場が少ない【7】
- 医療に不安のない安心な地域を作ろう【6】
- 住宅が少ない【6】
- 若者に湧別に移住してもらえるように、豊かな一次産業を生かす取組をしよう【3】
- 若者がパートナーを見つけ、定住してもらえるように、「食事の場など仕事後に楽しめる場」をつくろう【2】
- 買い物、レジャーなどの施設が少ない【1】
- 若者の定住、若者に移住してもらうには、湧別町で結婚→出産（現金の給付）

テーマ3 高齢化に対応したまちづくり

サブテーマ

- ・お年寄りだけの世帯でも安心して暮らし続けられるには
- ・お年寄りが、健康の心配をせず暮らしていけるためには
- ・お年寄りが、いつまでも生涯現役で活躍できるようにするには

- 高齢者のコミュニティを買い物でサポートプラン【20】
- 高齢者世帯でも安心して暮らせる近所とのつながり【8】
- 外出（買い物）手段が不便【3】
- 総合的な医療機関が無い

② ワークショップの結果から見えてきたこと

「健やかに子どもを育むまちづくり」のテーマでは、平成27年10月から遠軽地区において産婦人科常勤医がいなくなった影響もあり、医療機関に関する危機感から医療の充実について票が集まりました。子どもを産み育てるうえで重要な課題ですが、経済的・物的支援や妊婦と病院とを結ぶ行政のネットワーク網の整備といった対策のアイデアが多く出されました。また、少数学級であっても優秀な先生を呼んで、自然や産業など町の特色を生かした学びの場を作ることや、父親の育児参加についても関心が集まり、地域ぐるみで子ども達を育てていこうという提案も数多くありました。

「若者がいきいきと暮らすまちづくり」のテーマでは、若者の出会いの場や交流の場づくりに票が集まりました。今ある施設を上手く活用しながら交流や出会いの場を作っていくことや、単に出会いの場を作るのではなく、サークル活動やイベントの開催など男女協力して何かにチャレンジするという取組も提案されました。また、働く場についても票が集まりましたが、今ある産業だけではなく、資源を活用したビジネスにチャレンジする若者に対して、地域がその活動を支えることも重要とされました。

「高齢化に対応したまちづくり」のテーマでは、お年寄りのサポートと、活躍の場を合わせたサービスを作れないかという提案に票が集まりました。高齢者が安心して暮らせると同時に、高齢者自身がいきいきと地域に関わることが重要とされました。また、外出や買い物の支援として地域で支援することやいろいろな世代間で交流できるよう近所同士のつながりの強化が提言されました。

③ 計画に盛り込むべき方向性

ワークショップの全体的な流れとして、これまでの行政主導やハコモノ整備といった内容と比べ、町民と企業と行政が一丸となり、世代の枠を越え、湧別町を磨き上げていこうという提言が数多くありました。

人と人が集い、つながることで人を育み、歴史や文化を含めた地域の資源を磨き上げ、生活の豊かさと幸せを実感できることが、湧別町の目指すべき方向性と認識しました。

4 第1期計画の振り返り

第2期計画の策定にあたり、これまでの施策実績や目標達成状況、町民満足度等を振り返りました。

(1) 第1期計画の概要

目指してきた将来像

自然の中で人々が輝いて生活を送ることのできるまち、オホーツク地域の自然環境や特徴を生かして観光や産業面で輝きを放つまちという思いを込め、「人と自然が輝くオホーツクのまち」を目指す将来像として掲げました。これは、新町基本計画に示されたまちづくりのテーマをそのまま引き継いだものであり、合併協議で示された新町の理念を引き継ぐものです。

また、将来像に近づくための実践目標を示したテーマとして、「交流と対話でつくるまちづくり」を定めました。

まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けては、以下の5つの分野別大綱に分けるとともに基本目標を掲げ、施策を展開してきました。

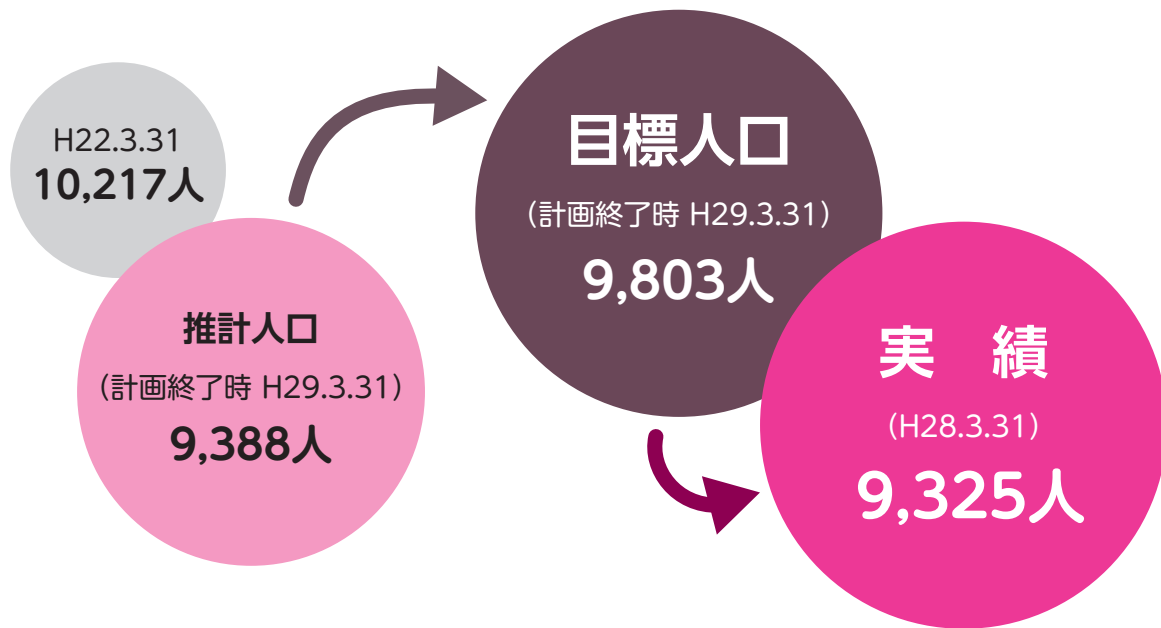
	分野別大綱	基本目標
1	【基盤整備】 安全・安心でうるおいのある快適な暮らしが実感できるまちづくり	豊かな自然環境を守り育て、環境への負荷軽減に配慮した生活基盤の整備に努め、安全・安心で快適な暮らしが実感できるまちづくりを推進します。
2	【産業振興】 自然にやさしく活力ある産業を生かすまちづくり	地域資源を生かし基幹産業である農林水産業の安定的な発展をめざし、これら生産物を活用した商工業の活性化や雇用の拡大、観光の振興など異業種が連携し、活力ある産業を生かすまちづくりを推進します。
3	【社会福祉】 心やさしく健やかな心身を育てるまちづくり	健康意識の高揚、医療体制の充実、さらには子育て支援体制を確立し、健康で自立した心のかよう地域社会での生活を送ることのできる、健やかな心身を育てるまちづくりを推進します。
4	【教育文化】 たくましく心豊かな人をはぐくむまちづくり	地域資源を生かした楽しく学べる環境の整備や、生涯にわたって生きがいを持てる学習機会を提供し、心豊かな人をはぐくむまちづくりを推進します。
5	【住民協働】 自ら参加しみんなで築く協働のまちづくり	積極的な情報の公開と共有に努め、交流と対話でつくるまちづくりを推進するとともに、行財政環境の変化に対応した効率的な行財政運営を行い、住民の活力を生かした、みんなで築く協働のまちづくりを推進します。

(2) 数値目標とその実績

目標人口

計画終了時（平成29年3月31日）の推計人口は9,388人であり、平成22年3月31日から計画終了時までの7年間で829人（8.12%）減少と推計されましたが、計画を着実に実行し人口減少を抑えることで、減少率を推計値の半分とし平成22年3月31日から計画終了時までの7年間で414人（4.06%）の減少にとどめ、9,803人を目標としてきました。

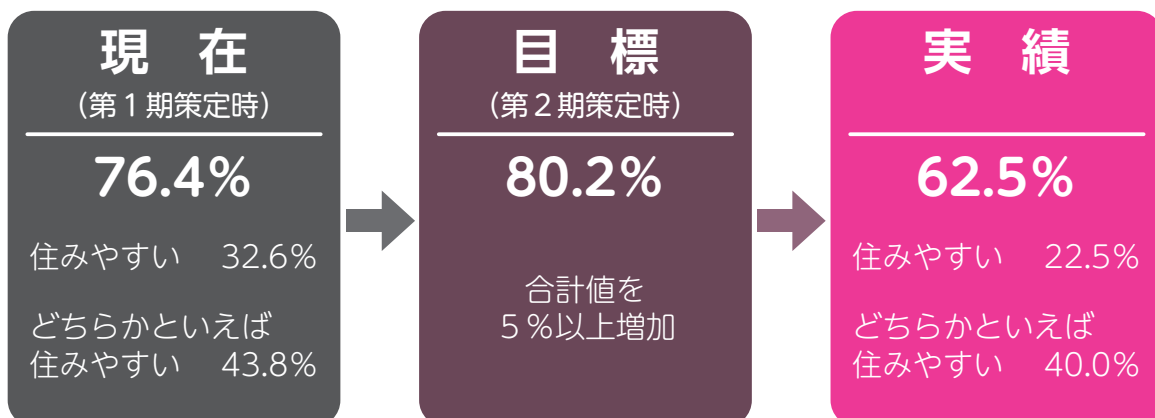
基本目標と目標人口の達成を目指して各種施策に取り組んできましたが、出生率の低下や就学・就労時の転出といった人口減少の流れは変わらず、平成28年2月29日現在の人口は9,357人と目標人口を下回っています。



町民の評価目標

町民アンケートの「湧別町は生活するうえで住みやすい町だと思いますか？」の質問に「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」に回答する合計値を町民の町政に対する評価として受け止め、目標を設定しました。

第2期計画策定にあたり実施した町民アンケートの結果では、62.5%と第1期計画策定時よりも低い結果となりました。



(3) 主な施策実績

基盤整備

住宅新築・中古住宅購入補助制度、民間賃貸住宅建設補助制度及び空き家バンク事業を実施するほか、錦町リラ団地を造成・販売するなど定住促進対策を進めました。

クリーンエネルギー補助金制度の拡大や廃屋等除去推進事業により、環境や景観に配慮したまちづくりを進めました。

全庁的なハザードマップ*の作成や防災メール配信システムの導入などの防災対策を進め、防災意識の高揚と安全確保に努めてきました。

産業振興

地域資源を生かした産業振興を図るため、各種基盤整備事業を進めました。

農林水産物のブランド化を推進するとともに、地産地消の取組を強化するため産業間連携組織の創設に向けた取組を行いました。また、起業や既存事業者による事業拡大への支援を実施するとともに、メガソーラー発電所などの企業誘致を行いました。

社会福祉

子育て支援策として、保育所、児童センター、子育て支援センターを拠点に、児童の健全育成や子育て家庭への支援に努めました。また、中学校までの医療費無料化を実施しました。

高齢者に対しては、健康教室や健康相談活動等を通じて健康づくりへの意識啓発に努めたほか、地域福祉活動や在宅介護への支援に努めました。

芭露地区における地域密着型特別養護老人ホーム等の整備や、町内医療機関における医療施設等の整備に助成を行いました。

教育文化

学校教育では、連携型中高一貫教育におけるキャリア教育*の実施や湧別高校の存続に向けた各種支援を行いました。また、教育アドバイザーを配置し教育相談業務の充実に努めました。

スポーツ合宿の誘致や様々なスポーツに取り組む子どもたちの活動を支援しました。

生涯学習を支える環境を整えるため、町民大学の実施や町内社会教育施設の改修等を実施しました。

住民協働

湧別町における自治のあり方を定めた最上位の条例である自治基本条例を制定しました。

コミュニティ*活動では、広聴制度による「地域づくり懇談会」や「町長への手紙」、担当職員が各自治会の行事に参加する「地域担当スタッフ制度*」を通じて、協働のまちづくりに対する機運の醸成に努めました。

※ハザードマップ…自然災害による被害を予測し、その程度や避難場所等を地図に示したもの。

※キャリア教育…一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※コミュニティ…人々が共同意識を持って共同生活を行う一定の集団や地域。

※地域担当スタッフ制度…地域を担当する職員を配置し、情報提供や地域の抱える問題を把握・解決することで自治会活動を支援。

(4) 基本計画で定めた目標値と実績

主要な施策を分野ごとに示す基本計画では、第1期計画策定時に実施した町民アンケートにおける生活の満足度や今後の施策の重要度などの結果をもとに、施策の成果指標として目標値を定めています。

目標値を定めた33項目のうち、第2期計画策定にあたり実施したアンケート調査において目標値を上回ったのは15件、目標値は下回ったものの第1期計画策定時は上回ったものが14件となり、当初値と目標値のいずれも下回ったのは4件という結果となりました。

項目	基盤整備	産業振興	社会福祉	教育文化	住民協働	合計
目標値を上回った分野	3	3	4	3	2	15
目標値を下回り、 前回調査を上回った分野	11	1	0	2	0	14
目標値を下回り、 前回調査を下回った分野	1	1	1	1	0	4
合計	15	5	5	6	2	33





基本構想

1. 湧別町の将来像と基本理念
2. 施策の大綱
3. 目標人口

第3章 基本構想

湧別町を取り巻く社会情勢や第1期計画の振り返り等を踏まえ、湧別町のまちづくりを進めるうえでの将来像とその実現に向けた基本理念、施策分野別大綱及び目標人口を定めます。

1 湧別町の将来像と基本理念

人と自然が輝くオホーツクのまち

～ つどい、つながり、磨き上げる まちづくり ～

(1) 湧別町の将来像

「人と自然が輝くオホーツクのまち」は、この計画が目指すまちの将来像を表します。

これは、合併時に策定した新町まちづくりビジョン（新町基本計画）に示されたまちづくりのテーマであり、第1期計画における将来像を引き継ぐものでもあります。

「人と自然が輝くオホーツクのまち」に込められた思いは、自然との共生によるまちづくりです。豊かな自然環境や地域資源を守り育てながら、人々が輝いて生活を送ることのできるまちを将来像として描いています。

(2) 基本理念

まちの将来像の実現を目指し、「つどい、つながり、磨き上げる まちづくり」を新たに基本理念として掲げます。

第1期計画では、町民誰もが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちを目指し、「交流と対話でつくるまちづくり」をテーマに、均衡ある地域の発展、地域一体化の推進といった住民の一体感の醸成と満足度向上に努めてきました。

第2期計画においては、これまでの成果を踏まえてさらに質の向上を目指すとともに、第1期計画で種をまいて育ててきた人と人、組織と組織のつながりやそこから生まれる交流から活力を見出し、湧別町の豊かさを町内外に広く実感させられるよう、

- ①人・もの・情報が集い、地域の資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付くまちづくり
- ②町民、企業や団体、行政がそれぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出すまちづくり
- ③広大な大地・オホーツク海・サロマ湖・湧別川といった豊かな自然の恵みを生かし磨きをかけることで、誇りと愛着をもち安心して暮らせるまちづくり

を目指し、これからのまちづくりを進めていきます。

2 施策の大綱

湧別町の将来像を実現するため、次の5つの「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」を掲げ、分野別の施策を推進します。

なお、施策の大綱の枠組みは、新町基本計画及び第1期計画を引き継いでいます。

(1) 基盤整備 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

快適な生活と活力ある活動を支える生活基盤づくりや豊かさと利便性を実感できるまちづくりを目指すとともに、恵まれた自然環境を守り環境にやさしいおいしいのある、防災・防犯体制の充実した安全・安心のまちづくりを推進します。

(2) 産業振興 豊かな自然と共生する活力あふれるまちづくり

地域の基幹産業である農林水産業の基盤をさらに強化し、地域の連携による新たな産業の創出をめざすとともに、商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光の振興など、活力ある産業を生かすまちづくりを推進します。

(3) 社会福祉 健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり

子どもからお年寄りまで健やかに安心して生活できるよう、保健・医療・福祉サービスや子育て支援体制の充実に努め、一人ひとりが思いやりをもち、互いに支え合うことのできるまちづくりを推進します。

(4) 教育文化 心の豊かさと生きる力を育むまちづくり

地域資源を生かした特色ある教育環境の整備を行うとともに、地域内外との交流の拡大や歴史や文化の継承に努め、ふるさとへの誇りと愛情をもった心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

(5) 協働・行財政 人がふれあい支え合う安定したまちづくり

健全かつ持続可能な行財政運営の構築を目指すとともに、一人ひとりの持つ活力をいかし、安心して暮らせる地域社会の形成に向け、多様な主体が連携し交流と対話で作る協働のまちづくりを推進します。



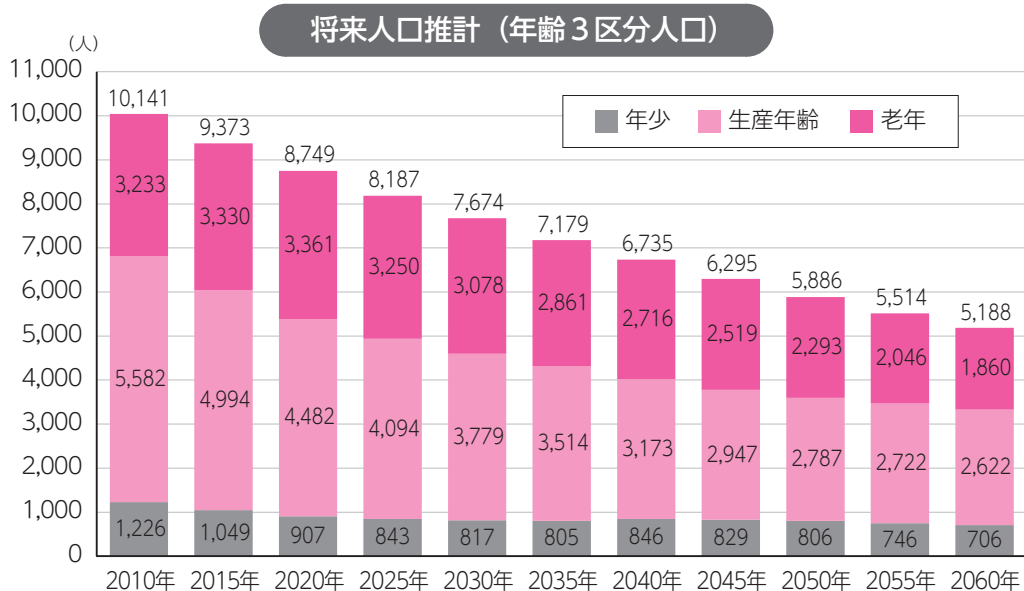
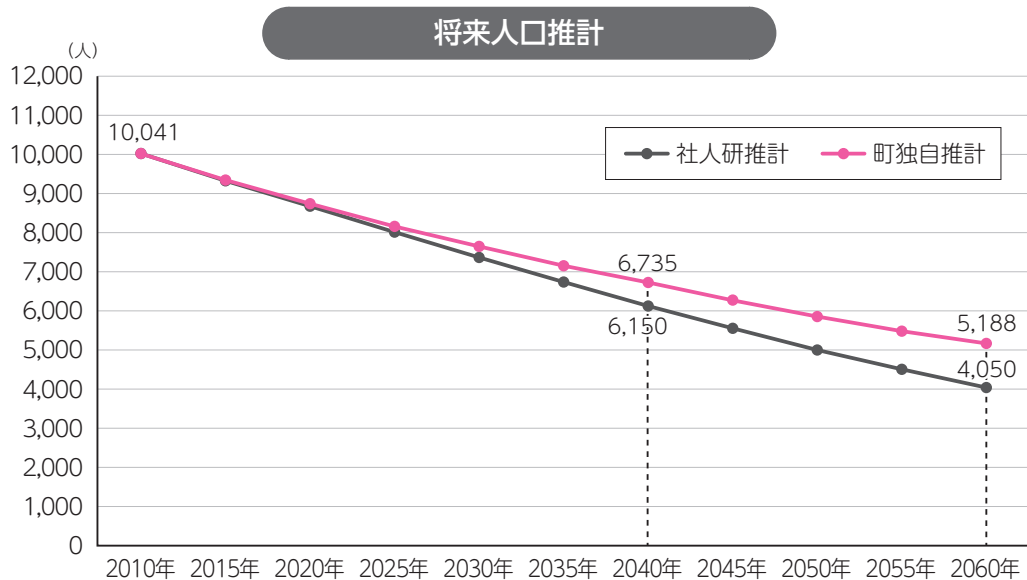
3 目標人口

将来像を実現させるためには、人口減少の歯止め対策及び少子・高齢化対策の推進が必要不可欠です。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、本町の将来人口は、平成32年（2020年）には8,690人（平成22年比13.5%減）、平成37年（2025年）には8,025人（同20.1%減）になつてきています。

湧別町では、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づき、平成28年3月に「湧別町人口ビジョン」及び「湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

「湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、平成72年（2060年）には4,050人とする国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を、各種取組の成果により、5,188人と推計し5,200人を目標としています。この推計に基づき、基本構想による総合計画の着実な推進により、本計画の最終年である平成33年度末の総人口の目標を8,800人とします。



第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料



基本計画

1. 基盤整備
2. 産業振興
3. 社会福祉
4. 教育文化
5. 協働・行財政

● 道路・河川・海岸

現状と課題

【道路】

本町は、国道242号線と国道238号線の2路線を主軸に、道道と町道が近隣市町村と連絡する道路網を形成し、住民生活や生産物輸送等の産業活動を支える基盤となっています。また、この道路網と連携する高規格幹線道路の整備が進められています。

国道及び道道については、全線改良舗装が完了していますが、交通量の増加や車両の大型化に伴い、橋梁の拡幅、車道及び歩道の整備が望まれています。

町道は、実延長541kmで、改良率が63.4%、舗装率は52.4%であり、これらの整備率の向上や危険箇所解消が望まれています。さらに改良済み道路や道路施設等の延命を図るための計画的な改修・修繕や道路美化に努めることが必要となっています。

【除排雪】

本町の気候は、夏は高温少雨、冬は厳しい寒さと風雪に見舞われています。本町は気象台の積雪記録はありませんが、沿岸部で隣接する紋別市の記録では、降雪量の過去10年平均で398cm、最深積雪が65cmとなっています。また、内陸部で隣接する遠軽町の記録では、降雪量の過去10年平均で467cm、最深積雪が84cmとなっています。本町の積雪は、紋別市と遠軽町の間程度と考えています。

気象における特徴としては、沿岸部特有の浜風が吹き、雪が降っていなくても地吹雪が起きて吹き溜まりが発生することが多く、住民生活や産業活動のための冬期の円滑な道路確保をすることが重要な課題となっています。

本町の除雪体制においては、業者への全面業務委託を実施しており、除雪車両の確保及び車道や歩道の除排雪の充実を図っていかねばなりません。

【河川】

本町の河川は、湧別川や芭露川などの支流から構成され、住民生活や産業振興を支える水資源としての活用や地域にうるおいとやすらぎを与える重要な存在となっています。このことから、環境保全に配慮した河川整備を進めていくことが望まれています。

【海岸】

本町の海岸は、オホーツク海地域特有の流氷接岸や波浪で海岸線の背後地が侵食されやすく、これまで各種の海岸保全事業を行ってきました。今後の新たな課題は、登栄床地区のサロマ湖とオホーツク海を隔てる砂州の侵食が著しく進行し、生活基盤や産業基盤への影響が懸念されるため、この対策が必要となっています。



基本方針（まちの将来像）

町道	<ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りや子どもたちが、安心して利用できる道路である。 ・危険箇所や老朽化した破損箇所が計画的に改修されている。 ・年間を通じて適正に維持管理が行われている。
国道・道道	<ul style="list-style-type: none"> ・広い車道と歩道をもち、歩行者等の安全が確保された利用しやすい道路である。
高規格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・町内まで路線がつながり道央圏と短時間で安全に通行ができる。
除排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪・排雪が行き届き住民生活に支障なく円滑な通行が確保されている。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から住民を守り、環境保全に配慮した河川である。 ・水辺に親しむ交流の場として、景観や環境に配慮し整備された河川である。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク海沿岸の海岸侵食が防止されている。

主要施策

町道	<ul style="list-style-type: none"> ・未改良道路の整備を行い整備率の向上を図ります。 ・計画的な維持補修や道路美化に努め、道路施設の延命化及び住民生活の利便性の向上を図ります。
国道・道道 高規格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、道道及び高規格幹線道路の整備促進を関係機関に要望します。
除排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の安全で円滑な道路交通網の確保を図るため、町道の車道や歩道の除排雪の充実に努めます。 ・除雪体制維持のため除排雪車両の計画的な更新を行います。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備促進を関係機関に要望します。 ・災害を防止し、環境に配慮した河川の整備を図ります。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の保全・整備について関係機関に要望します。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値（前回の値）	目標値（平成33年度）
満足度	道路の整備、維持補修、草刈、除雪	満足 12.3% (13.2%) 普通 51.3% (53.6%) 不満 31.3% (26.0%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(66.8%以上)

● 上下水道

現状と課題

水道は、住民の日常生活や産業活動などの基盤となる重要なライフラインです。良質な水道水の生産基盤である浄水場は、機械及び電気設備の老朽化が進んでおり、計画的に更新整備を行っていかねばなりません。本町には上水道のほか、開盛及び川西の2つの簡易水道があります。開盛簡易水道は、遠軽町上水道からの分水により給水を行っており、また、川西簡易水道は、近接する旭・富美・上富美地区を統合するため、道営営農用水事業との共同事業において平成33年に給水開始予定として整備を進めている状況です。その他、信部内及び緑蔭の一部地区については、紋別市の沼の上簡易水道により給水が行われています。

水道は、日常生活で欠かすことができないものであり、良質で安定した水源の確保が極めて重要で、安心して利用できる水道水の供給に努めることが大切です。さらに、水道事業の運営にあたっては経費削減及び収入の安定化を図り、自主運営が可能となるような経営努力が必要となっています。

下水道は、住民が清潔で快適な生活を支える重要な施設であり、衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境を保全するため欠かせない基盤となっています。特定環境保全公共下水道事業は、湧別市街や中湧別市街、屯田市街地を平成14年度より順次供用開始し、ほぼ整備を完了していますが、今後は普及率の向上を図っていかねばなりません。登栄床地区は、漁業集落排水施設事業により平成9年度から供用開始し、普及率はほぼ100%となっており、安心して利用できるよう適切な維持管理を行っています。下水道計画区域及び漁業集落排水施設区域以外の水洗化などの水処理については、全町を対象として平成23年度から町が設置し維持管理を行う個別排水処理施設整備事業において合併浄化槽による整備を進めており、住民の生活環境の向上や自然環境の保全のため、今後も普及促進を図っていきます。

供用開始から漁業集落排水処理場は20年、終末処理場は15年経過しており、今後機械設備・電気計装設備等の更新が必要となっています。

基本方針（まちの将来像）

上水道の整備	<ul style="list-style-type: none">・良質な水源の確保や安全・安心で安定した水道水が供給されている。・供給されている水道水の水質管理が徹底されている。・水道施設の適正な維持管理が行われている。
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none">・下水道が普及し快適な生活環境が整備されている。・下水道の普及によって自然環境の保全がされている。・下水道施設の適正な維持管理が行われている。
個別排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・下水道計画区域外では個別排水処理施設が普及し衛生的で快適な生活環境が整備されている。・個別排水処理施設の普及によって自然環境の保全がされている。・個別排水処理施設の適正な維持管理が行われている。

主要施策

上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安定した水道水を供給するため、良質な水源の確保と水道施設の適切な設備整備と維持管理に努めます。 堅実な経営をめざして給水戸数の拡大を図り事業効率化と経費節減に努めます。 給水区域の拡大と普及促進に努めます。
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な生活環境づくりと環境保全のため計画的な設備整備と維持管理に努めます。 下水道の普及拡大を図り事業効率化と経費節減に努めます。
個別排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な生活環境づくりと環境保全のため個別排水処理施設の計画的な整備を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	水道の供給と料金	満足 10.3% (10.7%) 普通 61.1% (59.7%) 不満 17.0% (15.1%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(74.9%以上)
	下水道や集落排水の整備と料金	満足 8.6% (6.9%) 普通 56.9% (53.4%) 不満 17.1% (18.9%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(68.7%以上)



● 住宅環境

現状と課題

平成22年度の国勢調査による一般世帯数は3,846世帯であり住居の種類は、持ち家2,723戸、公的貸家635戸、民営貸家182戸、給与住宅268戸、間借38戸となっており、持ち家率70.8%で全道平均56.2%を大きく上回っています。町民アンケートでも生活面の満足度における「今住んでいる住宅の満足度」では、満足29.3%、不満15.1%となっており、満足が2倍ほど多く回答されていますが、一方で不満と回答した方が若年層に多いという結果が出ており、経済活動や少子対策面で重要な役割が期待される若年層が満足できる住宅環境を整えることが重要となっています。

本町が管理する公営住宅等は、722戸（平成26年度末現在）であり、入居率は約90%となっています。公営住宅（公的賃貸住宅）のうち、建設年次の古い住棟は設備水準が低いことから改善が急務となっています。

また、民間賃貸住宅については、中湧別、上湧別屯田市街地に数棟の住棟が見られますが、増加する状況にはありません。社宅を含めた民間賃貸住宅の増加を後押しするために、平成27年度から社宅と民間賃貸住宅の建設費に対して一定額を補助する制度を新たに開始しました。

民間住宅建設の状況は、経済状況や増税などの影響を受けながらも、一定数の新築が毎年ある状況です。民間住宅建設は、町内への定住促進や経済効果の波及などで町に大きなプラスとなるため、継続的に持ち家住宅建設奨励の施策を実施することが必要です。

一方、定住促進や住環境の向上のためには優れた宅地の供給が必要です。町が行う分譲宅地は、平成10年度から平成21年度まで7団地58区画を分譲し、平成26年度にはリラ団地20区画の分譲を開始しました。

今後も町内各地域において上・下水道や道路といった生活環境が整備され、ゆとりある敷地スペースが用意された魅力ある住宅建設用地を分譲し、若年層やセカンドライフ等の移住者が取得しやすい価格での提供が必要です。

また、移住者が町内に住宅を求めることができるよう、分譲宅地のほか空き家バンク*などの民間住宅や雇用情報と連携した情報提供が求められています。

基本方針（まちの将来像）

全 般	・優れた景観と、ゆとりある住環境が整備されていて「住んでみたい」と思えるまちである。
公営住宅 (公的賃貸住宅)	・さまざまな入居希望者の需要を満たす住宅が確保されている。
民間住宅 定住促進	・定住促進に向けた住宅団地が確保されている。 ・社宅や民間賃貸住宅及び持家建設の奨励制度が充実している。 ・さまざまな需要に対応した賃貸住宅の供給がされている。

*空き家バンク…空き家や空き地の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を利用希望者に紹介する制度。

主要施策

公営住宅 (公的賃貸住宅)	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の良好な維持管理に努めます。 老朽化した公営住宅は建替または改修を行います。
民間住宅 定住促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建設を促進するため持ち家住宅建設の奨励を図ります。 民間賃貸住宅及び社宅の建設奨励を図ります。 移住希望者へ宅地・住宅情報と定住支援策の情報を提供します。 定住促進へ向けた分譲宅地の整備と持ち家住宅建設奨励制度の拡充を図ります。 空き家等を活用し、居住体験住宅の整備及び空き家等の移住情報の提供により移住・定住の促進を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	いま住んでいる住宅の満足度	満足 29.3% (29.4%) 普通 51.4% (49.5%) 不満 15.1% (15.0%)	満足度を5ポイント以上増加させる。 (34.3%以上)



第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

1 基盤整備 安全で安心して暮らせる 快適なまちづくり

●公園

現状と課題

本町の公園は、多目的広場、運動公園あるいは観光施設としての公園など11の町立公園が開設されており、町民同士の交流の場や憩の場、イベント会場としての活用のほか、健康維持を図るスポーツ施設としても多くの町民に利用され、町民生活で身近な場所として不可欠な施設になっています。

公園は利用者が安全で快適に利用できる施設として、事故が発生しないよう適正な維持管理に努めることが求められますが、老朽化の進んでいる施設もあるため、計画的な修繕に努める必要があります。また、公園の設置場所がわからない町民のために、公園の設置場所や施設概要などのPRに努める必要があります。

近年、キャンピングカーが普及し、多くの利用者が道の駅やその周辺の駐車場を使用していますが、一部の利用者がイス・テーブルを持ち出してキャンプ場代わりに使用したり、ゴミを近隣のゴミステーションに投棄するなどマナーの低下が問題となっているため、キャンピングカー利用者のマナー向上を啓発することが必要です。

少子・高齢化の中で次世代を担う子どもが、年齢の異なる子どもと一緒に遊べる場所や、多世代の町民と交流できる場所として、公園の役割はますます大きくなっています。

また、平均寿命が延び、高齢化社会を迎えたことや成人の生活習慣病の増加などにより、健康に対する関心が高まりつつあり、健康維持の場としての役割も求められています。

公園に対する町民のニーズは生活環境や人口構成の変化によって大きく変化すると予想されることから、子ども用遊具や高齢者向け健康遊具の設置など町民の意見を反映させながら公園の整備を検討する必要があります。

基本方針（まちの将来像）

公園整備	<ul style="list-style-type: none">・町民同士の交流の場や憩の場、イベント会場、健康づくりの場として整備されている。・安全面や景観に配慮して良好に維持管理され、利用者が気持ちよく利用できる。
情報提供	<ul style="list-style-type: none">・公園の設置場所、施設概要等の情報がわかりやすく提供されている。

主要施策

公園整備	<ul style="list-style-type: none">・年齢の異なる子どもと一緒に遊び、多世代の町民が交流する場となるよう魅力ある公園整備を図ります。・安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を図ります。・お互い快適に利用できるようマナー向上の啓発を図ります。
情報提供	<ul style="list-style-type: none">・公園の設置場所、施設概要等の情報提供整備を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
満足度	公園や緑地の充実	満足12.5% (13.0%) 普通55.8% (55.1%) 不満19.9% (18.8%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(71.7%以上)

● 情報通信

現状と課題

情報通信技術の発展はめざましく、インターネットや携帯電話の普及により、一層多様化・高度化するなど、住民生活や経済・産業に大きな変化をもたらしつつあります。円滑で多様な情報交換ができる情報通信基盤は、日常生活や経済活動の地理的不利性を克服するとともに、災害発生時における情報伝達的手段として重要な役割を担っています。

今日、インターネットの利用は、光ファイバ等による超高速ブロードバンド接続が主流となっており、本町においての基盤整備は、民間通信事業者により進められていますが、現在は湧別市街地・上湧別市街地間と登栄床地区へのサービス提供に留まっている状況です。

このため、都市部との情報通信格差を是正するため、「誰もが、いつでも、どこでも」利用できる高速情報通信基盤の整備を普及・促進し、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において活用を進め、住民の誰もが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりが求められています。

さらに、国が目指すべき社会・姿として、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と徹底したコスト削減及び効率的な行政運営を行いながら、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を実現することが求められており、自治体クラウド[※]の導入などに取り組む必要があります。

一方で、情報通信媒体の一つである携帯電話のエリア整備は、一部の不感地域では、移動通信用鉄塔施設を整備し、民間通信事業者によるサービスが提供されていますが、未だ不感地域が残っている状況です。今後も北海道と協力しながら、民間通信事業者の理解と参画を求め、不感解消を進めていく必要があります。

テレビについては、地上デジタル放送への移行に伴う施設整備は完了しており、受信環境の地域差はほとんど解消されましたが、テレビも貴重な情報収集源であることから、安定した放送が保たれるよう施設の維持管理に努めていく必要があります。

基本方針（まちの将来像）

情報通信基盤の整備	・ 誰でもどこでもいつでも超高速でインターネット接続ができる環境が整っている。
電子自治体の推進	・ 誰でもどこでもいつでも公共サービスがワンストップで受けられる。
携帯電話 不感地域の解消	・ どこでも携帯電話がつながり、災害や緊急時の通信手段が確保できている。

※自治体クラウド…地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理せず、外部のデータセンターで保有・管理する取組。システムの集約と共同利用により経費の削減等の効果がある。

1 基盤整備 安全で安心して暮らせる 快適なまちづくり

主要施策

情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「誰もが、いつでも、どこでも」利用できる超高速ブロードバンド環境の整備を普及・促進し、民間通信事業者と連携して地域間の情報通信格差の是正・解消に努めます。
電子自治体の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自治体クラウドの導入をはじめとする情報システムの効率化に取り組むとともに、新たなICT[*]の利活用を通じた行政サービスにより、町民の利便性向上を目指します。
携帯電話 不感地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> 不感地域への携帯電話サービス供用開始にむけて、北海道と協力しながら、民間通信事業者の理解と参画を求め、不感解消に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	高速でインターネット接続できる環境	満足 10.1% (3.7%) 普通 41.0% (35.1%) 不満 13.2% (20.2%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(53.6%以上)



※ ICT…情報通信技術の略。ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

● 環境衛生・景観

現状と課題

【環境衛生】

本町は、湧別川やサロマ湖、オホーツク海などを擁する豊かな自然と美しい景観を誇っています。これらの豊かな自然と景観は、農林水産業の大切な資源であり、私たちの生活環境の基盤となるものです。

このため産業分野での取組のほか、安全で衛生的な住民生活の維持のため、町民と一体となって廃棄物の適切な処理や生活環境の保全に努め、町内一斉清掃やエコボランティア*などによる各種環境美化運動に努めてきました。

廃棄物の処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみに分別し、不燃ごみと粗大ごみは最終処分場で埋立て処理を行い、可燃ごみと資源ごみは、遠軽地区3町で広域処理を行っています。今後も、排出、収集、処理、リサイクルといった一連の流れによるごみ処理を、住民と行政、事業者とが一体となり地域ぐるみで循環型社会への取組を続けていく必要があります。

現在、広域組合によりごみ焼却施設の建設が進められており、処理できる可燃ごみの範囲が拡大され収集量の増加が見込まれることから、収集体制の見直しが必要となっています。

また、一般廃棄物最終処分場については、埋立て処分量が計画容量に達することから、広域での処理や設置場所、規模など、新しい処分場の検討が必要となります。

墓地及び斎場については、町内に、墓地14箇所、斎場2施設がそれぞれ設置され、墓地は直営及び自治会へ委託し周辺の環境整備等の維持管理に努め、斎場についても委託により維持管理を行っています。今後も、必要な区画の確保、周辺環境の整備、施設の維持管理に努める必要があります。

【公害・景観】

ごみ不法投棄や野外焼却などの廃棄物の不適切な処理が依然として発生しており、景観や自然環境への悪影響が懸念されます。このため、不法投棄や野外焼却などの監視を強化するとともに、廃棄物についての適正処理について周知啓発を図る必要があります。

環境汚染は、私たちの産業活動や住民生活に大きな影響を与えます。環境汚染の未然防止のため、河川、湖沼などの監視体制と指導體制の強化や水質調査などの実施により影響を調べながら、自然環境の保全に努めることが必要です。

景観を阻害する要因となっている空き家及び廃屋については、周辺住民の危険防止のため、老朽化して放置された廃屋等の建物の除去費用を補助し、安全性と景観の向上に努めてきました。今後も過疎化の進行に伴い、空き家や廃屋の増加が懸念されることから、空家等対策の推進に関する特別措置法*に基づいた適切な対応と解体除去の促進支援の検討が必要です。

*エコボランティア…ゴミ拾いボランティア。無料のエコボラシールを個人に配布し、道路等にポイ捨てされたゴミなどを拾ってもらう事業。

*空家等対策の推進に関する特別措置法…適切な管理が行われていない空家に対し、自治体が撤去や修繕などを命令できる制度。平成27年施行。

1 基盤整備 安全で安心して暮らせる 快適なまちづくり

基本方針（まちの将来像）

環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの収集及び分別処理の体制が整っている。 リサイクル運動や資源ごみの有効活用がされていて、ごみが減量化されている。 不法投棄や野外焼却などがなく快適な生活環境である。
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> 河川・湖沼などの水質がよく保たれ、水質汚濁や悪臭などの対策が図られている。
景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観や漁村、農村風景が財産として後世に引き継がれている。 景観保全や美化活動に関心が高く奉仕活動も積極的に行われている。 景観を損なう廃屋や空き家などの対策がされている。

主要施策

ごみの分別、 リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出抑制と分別徹底の住民意識向上を図ります。 住民と行政、事業者が協力したごみ処理とリサイクルを推進します。
ごみの 収集体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 新しい焼却施設の稼働に伴い可燃ごみの範囲が拡大することから、収集回数と収集方法を見直し、収集体制の充実を図ります。
ごみ処理施設の 適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。 適正なごみ処理体制を維持するため広域処理を継続します。 新たな最終処分場建設のため、調査検討を進めます。
墓地・斎場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 墓地周辺の環境整備と必要な区画の確保に努めます。 斎場の適正な維持管理に努めます。
ごみの不法投棄、 野外焼却	<ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄と野外焼却を防止するため、啓発活動や監視体制の強化を図ります。
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> 公害発生を未然防止するための監視体制の強化や住民の自然環境保全に対する意識高揚を図ります。
景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> 景観や美しい町並みに対する町民の意識向上を図ります。 町民と連携した環境美化活動を推進します。 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、廃屋や空き家等による環境悪化対策を推進します。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
満足度	ごみ収集の体制と料金	満足 13.6% (11.3%) 普通 64.2% (61.8%) 不満 14.2% (17.2%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(81.6%以上)
	公害のない暮らし	満足 26.1% (20.8%) 普通 52.9% (55.9%) 不満 14.7% (14.7%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(82.9%以上)
	町並みや景観などの町の風景	満足 12.6% (10.8%) 普通 63.8% (63.3%) 不満 15.9% (16.6%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(80.2%以上)

● 地球温暖化対策

現状と課題

本町の主要産業は、第一次産業が基幹であり、自然を守ることがこの町が持続的に発展するために最も重要な課題です。

しかし、排出される二酸化炭素が温室効果ガス^{*}となり地球全体の気温が上昇する地球温暖化という大きな問題に直面し、自然界に大きな影響を与えています。

町では、平成23年に地球温暖化対策地方公共団体実行計画を作成し町の事業活動で発生する温室効果ガスの排出量削減と吸収作用（森林）の保全と強化を進めています。

また、平成22年から個人住宅用太陽光発電システムを対象としたクリーンエネルギー補助事業を開始し、さらに平成25年度からはペレットストーブ、エコキュート、エコフィールなどのクリーンエネルギー機器も対象に追加し、新エネルギーの普及に努めてきました。

今後も水素エネルギーの活用など新エネルギーの動向を見極めながら普及を進めるとともに、バイオマス^{*}等の導入の必要性も検討しながら地球温暖化対策を推進する必要があります。

基本方針（まちの将来像）

地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の重要性が広く認識されていて、二酸化炭素吸収作用の高い森林の保全や自然保護の活動が活発に行われている。
新エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー利用設備が公共施設をはじめ、町内全体に普及している。

主要施策

住民啓発	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの削減及び二酸化炭素吸収作用の高い森林の保全強化を町民へ啓発します。
地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町の事業活動で発生する温室効果ガスの削減を図るため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画を推進します。
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 町全体の温室効果ガスの削減に向けた実行計画の調査研究を行います。
新エネルギー普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> 新たな再生可能エネルギーの活用を検討します。 クリーンエネルギー機器の普及拡大を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
今後の重要度	自然保護、温暖化防止、クリーンエネルギーなどの対策	重要 34.6% (34.6%) 普通 45.2% (41.5%) 不要 3.2% (2.9%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。(83.8%以上)

^{*}温室効果ガス…大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を温める効果を持つ気体。二酸化炭素やメタンなど。

^{*}バイオマス…再生可能な生物由来の有機性資源。主なバイオマス資源として、家畜糞尿や林地残材(間伐材など)といったものがある。

1 基盤整備 安全で安心して暮らせる 快適なまちづくり

● 公共交通

現状と課題

小規模集落が点在する本町では、自家用自動車を持たない高齢者や通学する小・中・高校生など交通弱者の移動手段として、町営バスなどの公共交通機関の充実が望まれています。

本町における公共交通は、紋別－遠軽間を繋ぐ路線バスや町内を移動するための町営バス（混乗スクールバス）、上芭露－遠軽、計呂地－佐呂間間を運行する乗合ハイヤーなど地域の足として利用されていますが、住民が利用しやすい運行体制や運行経路の見直しを行っています。また、平成23年4月からは指定管理者制度*を導入し、地域密着の高度なサービスの提供に努めているものの利用者は年々減少しています。

民間バスや町営バスは、地域住民の重要な交通手段として町内と隣接市町村を結ぶ重要な役割を果たしている反面、自家用車の普及や過疎化により利用者が減少している状況の中、民間バス路線の円滑な運行と維持に努め、生活交通路線さらに交通弱者の移動手段として利用しやすい公共交通の仕組みをつくり、路線を確保していくことが必要となっています。

民間バスについては、沿線自治体との連携が必要であり、民間バス、町営バスともに利用者の増加は見込めない中において利便性を損なわないような運行を行わなければならない、国・北海道及び町の補助ほか、バス事業者の自助努力など、地域の足を確保していくことが必要となっています。

また、首都圏と直接結ばれるオホーツク紋別空港の「紋別－羽田」線は、地域経済はもちろん、地域医療の確保など、住民生活を支える貴重な高速交通基盤となっており、継続した安定運航が地域にとって極めて大きな課題となっています。今後は、「紋別－羽田」線の複便化、現在休止路線である「紋別－新千歳」線の再開や新たな路線の開設が必要です。

基本方針（まちの将来像）

町営バス・路線バス ・ハイヤー	・通院や通学に公共交通機関が利用できる。 ・公共交通機関との接続がされている。
航空路線	・道央圏や首都圏を結ぶ航空路線が利用できる。

主要施策

町営バス・路線バス ・ハイヤー	・民間バスの路線確保に努めます。 ・町営バスの運行充実を図ります。 ・町営バスの計画的な更新を行います。 ・廃止路線沿線住民の通院、通学、日常生活の交通手段の確保（町営バス、乗合ハイヤー）に努めます。
航空路線	・道央圏や首都圏を結ぶ航空路線の確保に努めます。

施策の達成指標と目標値

	指 標	現状値（前回の値）	目標値（平成33年度）
満足度	公共交通期間（町営バス、路線バス）の利便性	満足 7.0%（6.9%） 普通 43.3%（42.3%） 不満 30.6%（30.9%）	満足と普通の合計を5%以上増加させる。（52.8%以上）

*指定管理者制度…公の施設の管理運営を団体に包括的に代行させることができる制度。

● 消防・防災

現状と課題

本町の消防体制は、昭和59年から遠軽地区広域組合を組織し事務処理が行われており、平成20年4月1日から、119番通報を遠軽消防署通信指令室で一括受信して出張所に出動指令を行う体制となっています。

消防団員は、平成24年4月1日から両消防団が統合し、湧別町消防団を発足しており、女性消防団においても、上湧別地区、湧別地区を統合して女性分団を発足、1本部、6分団制となり、団員数は185名で構成されています。現在、湧別消防団の条例定数は、205名となっていますが、若い団員の入団が年々減少傾向になっています。今後も、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に取り組むべく、新卒者の団員確保・育成に努めることが必要です。

救急搬送の体制については、近隣の病院の医師不足が進み、地域の中核医療機関である遠軽厚生病院では、平成23年に脳外科、平成25年に整形外科、平成27年には産婦人科の受け入れが縮小されたため、病院選定が困難となり、遠距離搬送による患者や救急隊員の負担が今まで以上に大きくなっています。

防災体制は、地域防災計画に基づき、住民の防災意識の高揚や災害時の出動体制の整備、防災資材の備蓄に努めてきました。

地域の防災力を強化するためには、研修や訓練などを通じて地域住民の防災意識を高めるとともに、地域の防災体制の強化が重要であることから、今後も自主防災組織の育成や支援を図り、防災活動に参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

また、同報無線設備や防災サポートメールをはじめとする様々な情報伝達手段の活用により、迅速かつ的確に災害情報を共有し、災害時の出動体制の整備を確立する必要があります。防災資材は、今後も備蓄品目や備蓄量の見直しの検討を行いながら計画的に備蓄していくことが重要です。

基本方針（まちの将来像）

救急体制	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な救急出動体制が確立されており、すばやく医療機関まで搬送できる体制ができている。
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる災害から住民を守る体制が確立されており、迅速かつ的確な災害情報伝達システムが整備され、防災資機材も十分に備蓄されている。 地域防災計画や防災ハザードマップが町民にしっかり周知され理解されている。 住民の防災意識が高く、自主防災組織も充実しており、行政と住民が協力した災害に強いまちである。

1 基盤整備 安全で安心して暮らせる 快適なまちづくり

主要施策

消防体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 遠軽地区広域組合の整備計画に基づき施設整備に努めます。 遠軽地区広域組合職員や団員の確保を支援します。
救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 優れた救急体制をつくるため、遠軽地区広域組合の救急車出動、研修計画に基づく救急隊員、救急救命士等の資質向上に努めます。
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 住民の防災意識の高揚と防災知識の普及に取り組み、自主防災組織の育成を支援・促進するとともに、行政と住民が協力し災害に強いまちづくりを進めます。 災害時における多様な伝達手段の確立と防災通信施設の整備・拡充を推進します。 地域防災計画は必要な見直しを行うとともに、適切な運用を図り、災害時の資機材の備蓄整備や避難体制の充実など、防災対策の強化に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	消防や救急搬送の体制	満足 22.3% (20.5%) 普通 59.6% (59.4%) 不満 4.1% (5.6%)	満足を5ポイント以上増加させる。 (27.3%以上)
	災害対策の安心感	満足 16.1% (16.1%) 普通 60.2% (58.9%) 不満 12.5% (12.0%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(80.1%以上)



●交通安全・防犯

現状と課題

車は住民の生活に欠かせない交通手段となっており、特に近年は、危険運転による交通事故や自転車利用者による交通違反も大きな社会問題となっています。

町や交通安全協会、関係機関が連携し、まちぐるみで交通安全運動を行い、子どもからお年寄りまで地域社会全体で交通安全に対する意識の高揚と悲惨な交通事故防止に取り組むとともに、交通安全施設の整備や関係機関への要請など交通環境の向上が求められています。

犯罪のない明るく住みよいまちづくりを進めるため、関係機関や関係団体と連携し防犯活動に取り組む必要があります。

防犯対策では、関係団体と連携した防犯パトロールの実施など、子どもたちを地域全体で見守る対策に取り組む必要があります。

基本方針（まちの将来像）

交通安全・防犯	・子どもからお年寄りまですべての住民が、交通事故や犯罪のない安心・安全な暮らしができるまちである。
---------	---

主要施策

交通安全	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全協会や関係機関と連携し、通年運動や期別運動などを通じ、交通安全意識の浸透を図ります。 年齢層に応じた「交通安全教室」を継続して実施します。 だれもが安全に安心して通行できるよう、交通安全施設の整備や関係機関への設置要請など交通環境の向上を促進します。
防 犯	<ul style="list-style-type: none"> 防犯活動団体との連携による防犯パトロールや啓発活動、地域一体となった安全・安心体制の充実強化を推進します。 防犯に関する知識の向上や自主的な防犯活動を推進するため、広報活動や情報提供などの充実により防犯意識の普及を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	信号や歩道など交通安全施設の充実度	満足 17.1% (16.0%) 普通 69.5% (68.6%) 不満 6.4% (7.3%)	満足を5ポイント以上増加させる。(22.1%以上)
	防犯対策の充実度	満足 9.4% (8.4%) 普通 66.4% (65.0%) 不満 5.1% (5.8%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(79.6%以上)

● 農業

現状と課題

本町の農業は、オホーツク海沿岸部と山間部を中心に酪農地帯が広がり、内陸平野部ではてん菜、小麦、ばれいしょの畑作3品を中心にたまねぎ、ブロッコリー、スイートコーン等の高収益野菜の作付けが行なわれています。

酪農においては法人による大規模化が進み、搾乳ロボットの導入など先進的な技術導入による省力化が図られています。

畑作においては、近年の不安定な天候に左右されることなく、かん水施設の活用などにより作物が安定的に出荷され、特にたまねぎは本町の特産品となっています。

しかし、平成27年10月にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が大筋合意され、また、農協や農業委員会の改革が断行されるなど農業情勢は大きな転機を迎えています。

関税引き下げに伴い、農産物価格の下落が予想されるなど厳しい情勢になることが見込まれていることから、食の安全・安心など消費者のニーズにあった農産物を生産し、付加価値を高め、さらに、有機農業や農畜産物の加工、直接販売等による経営の展開などこれまで以上の創意・工夫が必要となっています。

近年、コントラクター*事業の充実や酪農におけるTMRセンター*の整備により、作業負担の軽減や効率化が図られていますが、農地の集積や基盤整備の実施により、さらなる作業効率の向上を図り、安定的な作物供給を行うとともに、良質な飼料の確保や土壌改良により乳量の増、乳質の向上に努める必要があります。

また、農業者の高齢化が進んでおり、担い手対策として新規就農者の募集、経営継承事業の実施等により、農業者の確保を行うとともに、独身農業者のパートナー不足を解消すべく交流会の実施や、Uターン、Iターンによる就農促進を行い、地域の活性化を目指す必要があります。

あわせて、ヘルパー組織の利用により、ゆとりある時間を創出し、農業者の生活環境の充実を図る必要があります。

有害鳥獣による農業被害は、鳥獣被害防止計画に基づき対策を行っているものの、被害の減少はなかなか見られない状況であり、爆音機や防護柵の施設整備や銃器などによる捕獲奨励といった対策を今後においても講じる必要があります。

基本方針（まちの将来像）

生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">• 農業生産力の向上を図るため、経営規模の拡大や国営、道営などの事業を活用した基盤整備が進んでいる。• 関係機関と連携し家畜排泄物を有効に活用した土づくりが推進されている。• 計画的な農業用施設の整備と適正な管理が行われている。• 有害鳥獣による農業被害の対策が行われている。
農業経営の充実	<ul style="list-style-type: none">• 効率的な農作業受委託や担い手への農用地の利用集積が行われ、交流や研修などにより後継者の育成、確保や新規就農者の受入体制が整備されている。• 農業経営の学習機会の充実が図られ、関係機関と連携を密にし、長期展望に立った経営指導体制が整っている。

*コントラクター…農作業委託。労力負担軽減や機械や施設への投資抑制を図る。

*TMRセンター…乳牛の飼料を生産し、地域の酪農家に供給する組織・施設。

農産の振興	<ul style="list-style-type: none"> 安定した農産物の生産をするため輪作体系が確立され、土壌診断による効率的な土づくりが推進されている。 消費者ニーズに対応した、品質が高く安全、安心な農産物が生産されている。
酪農畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> 飼養管理技術が高く生産コストを低減した経営体制の強化が進んでいる。 防疫体制が強化されている。 家畜排泄物を適正に管理する施設が整備され、堆肥化により有効活用されている。 町営牧場等の整備が充実し、酪農畜産経営が安定している。 消費者ニーズに対応した品質が高く安全安心な畜産物が生産されている。
農村環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 農業者がゆとりを持ち、農村景観の保持や生活環境の整備などが進んでいる。

主要施策

生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 農地の基盤整備を進めるために、土地改良事業を促進します。 営農水の早期供用開始を図ります。 農地の地力増進を推進し、農作物の収穫増を図ります。 計画的な農業用施設の整備と適正な管理に努めます。 農業被害を防止するため、爆音機や防護柵等の施設整備を図るとともに、銃器や罠による捕獲奨励に努めます。
農業経営の充実	<ul style="list-style-type: none"> コントラクター事業やTMRセンターなど整備事業への支援を行います。 農地を集約し作業効率を上げるための農地流動化を促進します。 新規就農者対策確保及び後継者育成のため、担い手対策を推進します。 クリーン農業[*]、有機農業や農畜産物の加工、直接販売等経営の多角化など、農業者自ら創意工夫した事業に対し支援を行います。 利子補給等の支援により経営体制の強化を図ります。 ICTを活用した農業生産の効率化を図るための調査研究を推進します。 本町農業経営のあり方を農業関係者と行政が協議する農業振興協議会等の活動を推進します。
農産の振興	<ul style="list-style-type: none"> 農産物選果及び加工施設等の農業用施設の利活用を推進します。 高収益作物の作付け奨励を行い所得の増加を図ります。
酪農畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> 防疫対策を強化し、家畜の安全を確保します。 家畜排泄物の適正処理と有効活用を行い、自然に優しい農業を推進します。 公共牧場等の整備を推進します。 酪農ヘルパー等の組織を推進し、農業者の生活環境の充実に努めます。
農村環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 独身農業者のパートナー対策を行い、活力とうるおいが持てる農村づくりを推進します。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
重要度	農林水産業や地場産業の振興対策	重要 42.4% (44.4%) 普通 37.2% (32.7%) 不要 1.2% (1.6%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。(83.5%以上)

^{*}クリーン農業…堆肥など有機物を使った土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した安全安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

● 林業

現状と課題

本町総面積の55%を占める森林面積は27,774haを有し、その内訳は国有林6,308ha、町有林4,195ha、私有林17,271haとなっています。

森林は水源の涵養や山地災害防止機能、生活環境の保全や自然に親しむレクリエーションの場といった多種多様な公益的機能の高度発揮が求められています。

このため、町民を対象とする森林ウォーキングや木育事業として子どもを対象とした体験学習の実施、漁業関係者による植樹活動が毎年実施されています。

しかしながら、木材価格の低迷による採算性の低下や森林所有者の高齢化などにより経営意欲の減退を招き山離れが進んでおり、伐採跡地の放置や除間伐など保育事業不足の森林が点在している状況であり、また林業労働者は高齢化や担い手不足により年々減少傾向にあり、森林整備ができないなどの問題が発生しています。

このようなことから保育事業などの計画的な推進を行い、森林の適正な管理により森林機能の充実を図るためには、森林所有者に対し意識の高揚を促すとともに、高性能林業機械の導入を推進し、安全で作業効率が向上した採算性の高い施業を行ない、林業従事者の担い手を育成することが重要です。さらに、効率的な森林整備を行なうためには、林道及び作業路網の整備が必要であり、関係団体と連携しこれらの支援を行う必要があります。

有害鳥獣による農林水産業被害は増加傾向にあり、経営を圧迫する要因となっており、キツネはエキノコックス症の恐れや、ヒグマの人畜への被害が危ぶまれていることから鳥獣被害防止計画を作成し猟友会の協力を得て銃器による捕獲を実施するほか、罠による捕獲も実施しています。

しかし、被害の減少はなかなか見られない状況で有害鳥獣の出没は相次ぎ、加えてハンターは年々高齢化しており、会員も減少傾向にあります。農業被害の今後の対策としては、銃器による捕獲だけでは限界があることから、被害者自ら自己防衛策として狩猟免許の取得を促進し罠による捕獲を積極的に取り入れることが重要です。

基本方針（まちの将来像）

林業の振興	<ul style="list-style-type: none">・森林整備計画に基づき適正な造林や保育事業が実施されており健全な森林となっている。・森林の持つ多種多様な公益的機能の維持増進が図られている。・担い手林業労働者が確保され、事業の推進が行われている。・地域振興に繋がる山づくりが行われている。
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none">・農林水産業被害が30%減少している。・担い手が確保され、緊急出動時でも適正に対応できる体制が整っている。・被害者自ら積極的に狩猟免許を取得し、罠による捕獲を実施している。
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">・子どもから大人まで森林の働きなどを理解し、積極的に木育活動に参加している。

主要施策

森林資源の 保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> • 施業計画に基づく町有林の適正な管理を行います。 • 民有林における施業計画に基づく適正な管理を行います。
経営基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 森林施業の効率化及び事業実施のために必要な林道・作業道の整備を行います。 • 林業事業体の経営体質強化、林業技術の向上、林業を担う労働者や後継者確保のための育成支援に努めます。
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> • 捕獲等奨励金の支給を行います。 • ハンターの確保及び被害者自ら被害防止意識を持ち狩猟免許を取得する取組への対策、出動体制の整備を推進します。
緑化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> • 森林を利用したレクリエーション及び森林の働きや役割を理解するための体験学習事業を行います。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
重要度	農林水産業や地場産業の 振興対策	重要 42.4% (44.4%) 普通 37.2% (32.7%) 不要 1.2% (1.6%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。(83.5%以上)



●水産業

現状と課題

本町の漁業は、湧別・登栄床・芭露の3つの漁港を中心に、オホーツク海では外海ホタテ・サケ・マス・カレイ・ホッケ・毛ガニなど、サロマ湖では養殖ホタテ・カキのほかエビ・ウニなどが水揚げされています。

特に、外海ホタテは、「輪採制」を導入して計画的に水揚げされ、これが今日の漁業経営の安定に貢献しています。

湧別・登栄床漁港では漁港整備から長い年月が経過し、漁港施設の老朽化が進んでおり、更新を必要とする施設が増加しているため、漁港施設の長寿命化対策として機能保全の措置が講じられてきていますので、早期の完了が望まれます。

サロマ湖漁港（第1湖口地区）は、オホーツク海沖合操業船の緊急避難やサロマ湖内養殖漁業等の前進基地として整備され、漁港施設として世界初のアイスブーム工法によって流氷流入を阻止することによりサロマ湖内の養殖施設等への被害がなくなりましたが、湖口の漂砂堆積により漁船の航行に影響を及ぼすとともに、湖口の流速の低下により湖内の水質環境の低下を招くことから、恒久対策を踏まえた漁港整備の早期完成が求められています。

つくり育てる漁業として、サロマ湖におけるホタテ・カキの養殖とホタテ稚貝の生産、サケ・マスのふ化事業などによる増養殖事業を推進しています。

特に、サロマ湖養殖漁業協同組合が中心となって、サロマ湖内におけるホタテ・カキの養殖許容量の設定、流域地区での植樹活動、湖内・流入河川的环境モニタリング、湖畔清掃を実施し、サロマ湖の恵みを次の世代へ継承するための活動も実施しています。

このような状況の中、近年、漁獲量の減少、水産物消費低迷や魚価低迷のほか、燃油・漁業資材の高騰によって収益率が下がり、漁業経営も厳しい状況にあります。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）による貿易自由化で安価な輸入水産物の流入により漁業への大きな影響が懸念されるため、産地水産物の差別化・高付加価値化や効率的な漁業活動の取組による漁業経費の削減など、海外との競争力強化を図る必要があります。

基本方針（まちの将来像）

生産基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤である漁港やその関連施設の機能が安全で効率的に利用できるような機能が保たれている。 ・水産物の品質・衛生管理対策を推進する施設が整備され、安全で信頼される水産物の流通体制が構築されている。 ・高度な衛生基準に適合した水産加工施設が整備され、高付加価値化が図られている。
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な漁業生産活動により、漁場の環境保全が図られている。 ・オホーツク海やサロマ湖と密接につながる森林や河川の継続的な環境保全が図られている。
経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量や魚価の低迷、燃油や漁業資材の高騰等の社会的な影響に対応できる経営体質の強化が図られている。

主要施策

漁港の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 生産基盤である漁港整備の早期完成を促進します。 整備が完了した漁港及びその関連施設の機能が十分に発揮できるよう適正な維持管理に努めます。
増養殖事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 計画的なホタテ稚貝の放流を行い、沿岸漁業の生産維持を図ります。 サケ、マスのふ化放流事業の促進を図り、資源の確保に努めます。 計画的なホタテ種苗の育成とホタテ・カキ・アサリなどの増養殖を進め、資源の保護培養による生産性の向上に努めます。 増養殖知識と技術の向上を図るとともに、指導体制の充実強化や資源の調査研究に努めます。
水産物加工体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲物の鮮度保持と品質・衛生管理の向上を図り、安心安全な水産物の提供に努めます。 各種認定制度を取得するなど水産加工体制を充実し、水産加工品の高付加価値化に取り組み国内外での販路拡大を図ります。
漁場環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> オホーツク海とサロマ湖の漁場の環境保全対策に努めます。 関係機関、関係団体と連携したサロマ湖内環境保全と豊かな海を育む森づくりを推進します。 サロマ湖漁港防水堤（アイスブーム）の適正な維持管理を図り、流水流入被害防止に努めます。
経営安定の確立	<ul style="list-style-type: none"> 共同経営体制の充実、漁業管理技術の向上、設備投資の適正化、漁業活動の省力化・効率化による経費削減など経営体質の強化を促進します。 次世代の担い手となる後継者育成に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
重要度	農林水産業や地場産業の振興対策	重要 42.4% (44.4%) 普通 37.2% (32.7%) 不要 1.2% (1.6%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。(83.5%以上)



● 商工業

現状と課題

【全般】

本町の商工業は、基幹産業である農林水産業の様々な生産物を加工・販売することで発展してきましたが、個人事業者や中小企業が多いことから、その基盤は不安定であり、人口の流出などをはじめ社会的環境の変化に伴って後継者や担い手が不足しています。

このため、商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら経営体質の強化や後継者の育成を推進する必要があります。

【商業】

本町における卸売業及び小売業の事業者数は、商業統計調査によると、平成19年に124戸、平成26年では85戸と、減少が著しい状況です。

これは、車社会の一層の進展と近郊市町への大型店進出、消費者ニーズの多様化や高度化等を背景に購買力の町外流出が要因となっています。

各地域の商店街では空き店舗が増加して空洞化が進み、ますます利用しづらい商店街となるばかりではなく、まちなみ景観にまで影響ができています。

このため、利用増に繋がる地域密着型サービスの展開と商業店舗の整備が求められています。

また、住民と事業者の連携のもと、空き店舗を利用したにぎわいのある空間づくりに向けた対策など、既存商店街の再生に向けた環境整備も必要です。

【工業】

本町の工業は、第一次産業と密接な関係を持つ製造業のほか、建設業や運送業が主体であり、平成26年度工業統計調査速報によると、事業所数31、従業員445人、出荷額等17,658百万円であり、地域経済に大きな影響をもたらす産業です。

工業の振興は、地域経済の活性化や就労機会の拡大など、地域の発展に欠かすことのできない産業の一つであることから、企業の新規参入や既存企業の規模拡大を促進する必要があります。

なかでも地場資源活用型工業の振興は、今後の地域経済の活性化につながることから、付加価値の高い製品開発等の促進を図る必要があります。

【企業誘致】

企業誘致は、雇用確保や地域活性化に大きな効果があるため、これまでも重要な課題として取り組んできましたが、景気低迷や企業の首都圏集中で地方に不利な状況が続いています。

今後は、自然環境、地震や水害が少なく日照時間が長い、高速道路の充実による道央圏との道路交通網の充実、オホーツク紋別空港が近くにあることなどを積極的にPRするとともに、新規進出する企業への補助制度の活用や立地用地に関する情報提供を行う必要があります。



基本方針（まちの将来像）

全 般	<ul style="list-style-type: none"> • 第一次産業の様々な生産物が第二次、第三次産業で活用されている。 • 企業等の経営体質が強化されている。 • 後継者の育成・確保がされている。
商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> • 商業店舗の整備が図られている。 • 利用しやすい商店街が形成されている。
工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 既存企業の経営規模の拡大が進んでいる。 • 新たな製品開発や研究が取り組まれている。
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の新規参入の促進が図られている。 • 立地用地の確保や企業への優遇措置の条件整備がされていて、優良企業誘致が図られている。

主要施策

経営基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 経営指導体制の強化に対する支援を行います。 • 商工金融支援制度を継続します。 • 後継者の育成に対する支援を行います。
商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> • 地元消費の増加対策に対する支援を検討します。 • 商業店舗の整備を促進します。 • 空き店舗の活用に対して支援を行います。
工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 既存企業の経営規模の拡大を促進します。
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> • 新規参入企業への支援を行います。 • 本町の特徴と優れた環境をPRし、立地用地などの情報提供に努めます。
産業間連携	<ul style="list-style-type: none"> • 産業間連携と湧別ブランド確立を目指すため行政と民間による推進母体組織を設置します。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
満足度	買い物の便利さ	満足 4.1% (4.0%) 普通 30.1% (32.8%) 不満 60.8% (57.2%)	満足と普通の合計を前回の調査結果以上にする。(36.8%以上)

●消費者保護

現状と課題

近年、高度情報通信社会や技術革新・規制緩和・国際化等の進展により、新たな商品や役務の提供など、消費生活の質や豊かさの向上にプラスとなる面が増える一方で、商品・役務の内容や取引方法が多様化・複雑化し、関連する知識や情報の専門化・高度化などが進み、消費者と事業者における情報の格差はますます拡大する中、消費者の知識・経験不足につけ込む様々な悪質商法が発生しています。

一方で、食品の産地偽装、冷凍食品への農薬・異物混入など食の安全・安心に対する信頼の裏切りや、化粧品等の使用による身体的な被害、実態のない利用権等の販売による財産被害など消費者に対して速やかな情報提供を要する事件も発生しています。

なかでも、特殊詐欺は、平成26年度において259件、約12億5千万円の被害が北海道内で発生しています。被害者の多くは高齢者であり、その要因は、在宅性が高く孤独と向き合うために相手につけ込まれやすく、健康や生活に対する不安を利用されやすいことによるものです。また、若年者においては、契約に関する知識がなく判断能力も十分備わっていないことから、被害にあうことが多い状況です。

消費者保護のためには、消費者自らが知識を得て悪質商法や特殊詐欺などの被害にあわないこと、万が一、被害にあったときには、早期に相談して被害を最小限度に抑えることが重要です。

このため、被害やトラブルの未然防止を図り、安心した消費活動が営めるよう、北海道や北海道立消費生活センターと連携して消費生活に関わる的確な情報提供を行い、消費者相談体制の充実に努める必要があります。

また、湧別町消費者被害防止ネットワーク構成組織の協力を得て、日頃から地域において主に高齢者や若年者を対象として「見守り」・「気づき」・「通報・対応」機能を高めていくことも必要です。

基本方針（まちの将来像）

啓発活動の強化	・消費生活に関する様々な情報を得られ、悪質商法や詐欺等の被害を未然に防止できる。
相談体制の充実	・被害発生前後の適切な対応について相談ができ、早期に問題が解決できる。

主要施策

啓発活動の強化	・北海道等から消費生活に関わる的確な情報を入手の上、広報等を通じて町民に提供し、消費者被害やトラブルの未然防止に努めます。
相談体制の充実	・北海道立消費生活センター等と連携し、消費相談体制の充実に努め、被害発生時の早期問題解決に努めます。
ネットワーク活動の展開	・湧別町消費者被害防止ネットワーク構成組織の協力を得て、地域において高齢者や若年者を対象として「見守り」・「気づき」・「通報・対応」の機能を高めて、消費者被害の低減に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
満足度	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.5% (4.3%) 普通 44.1% (39.7%) 不満 25.5% (28.9%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(53.1%以上)

●雇用の確保

現状と課題

本町における雇用は、基幹産業である農業及び漁業に関連した食料品製造業、木材・木製品製造業のほか、建設業や運送業等においてその多くを占めています。

労働力人口の減少や高齢化の進行により就業者の確保が難しい業種がある一方で、若年層の長期的に安定した雇用機会は少なく、町外に働く場を求めることを余儀なくされている状況です。

若年層の雇用機会の確保は、過疎化の抑止や町の活性化を図る上でも特に重要であり、新規企業の参入や既存企業の規模拡大を支援するとともに、地域資源を生かした新たな産業の創出や企業誘致などを実践して、長期的な雇用の安定と拡大を図ることが必要です。

また、水産食料品製造業や建設業においては、季節雇用者が多いことから、安定的な雇用の確保を図るためには、通年雇用化を促進する必要があります。

なお、ハローワークとの連携のもと、就労促進に努めるとともに、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進する必要があります。

さらに労働者の安定的な雇用を確保するためには、職業能力に関する技能取得が重要であることから、その支援も実施する必要があります。

基本方針（まちの将来像）

雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新規企業の参入や既存企業の経営規模が拡大し、雇用機会がある。 求人、求職情報が適切に得られ、労働力の需用と供給のバランスがとれている。
労働者福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> 福利厚生が充実し、働きやすい環境が整っている。

主要施策

雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新規企業の参入や既存企業の育成による地域経済の活性化と雇用の安定のために支援を行います。 季節労働者の通年雇用化を促進します。
労働者福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の改善と働きやすい環境づくりについて、事業者への啓発に努めます。
労働者の技能向上	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して技能取得の促進に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	仕事や働き口に対する安心感	満足 4.7% (3.2%) 普通 41.3% (33.0%) 不満 30.9% (41.3%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(48.3%以上)

● 観光

現状と課題

本町の観光施設は、7万㎡の広さを持つチューリップ公園、日本最北限の観覧車があるFamily愛Land You、天然温泉のかみゆうべつ温泉チューリップの湯、水芭蕉群生地、複数のキャンプ場やパークゴルフ場、スキー場など観光資源は豊富にあります。

しかしながら近年は、国内旅行者の減少に伴って集客力の低下が目立つようになってきました。これまでの自然景観を中心とした観光資源に依存するだけでなく、地元の新鮮な魚介類や農畜産物を生かした料理など、食を通じた観光振興が重要となってきています。

最近では、海外からの旅行者の増加が著しく、特に北海道は、人気スポットとして訪れる観光客も多いため、本町においても積極的にPRを進めていくと同時に、訪れる方が不便を感じないよう外国人向けの案内看板の充実やWi-Fi*環境の整備などの対策が必要です。

スポーツイベントは、サロマ湖100kmウルトラマラソン大会、湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会など、歴史も長く全国的にも知名度の高いイベントが開催されており、日本全国から多くのアスリートが参加しています。

一方で、湧別町産業まつりなど地域のイベントについては、今以上に多くの集客が見込めるよう、内容の充実を図るとともに、より地域の特性を生かしたより魅力のあるイベントにすることが求められています。

これからの観光振興は、町内の関係機関とより連携を深め、今まで行っているイベントに地場産品を積極的に活用するなどして、より地元への波及効果の高いものにしていくとともに、マスメディアやSNS*等を利用した積極的な情報発信を行い、近隣市町村・広域観光振興団体と連携した広域観光の取組を行い、集客力を強化することが求められています。

また、観光施設については、相当の年数が経って老朽化の進んでいるものもありますが、多くの観光客が訪れることから、今後も利用者の安全と施設の適正な運営を図るために、計画的な修繕等に努める必要があります。

基本方針（まちの将来像）

地域振興	・関係機関と連携して地域資源を積極的に活用し、波及効果の高い地域振興が図られている。
来訪促進	・従来どおりの大都市でのPRに加え、SNS等を活用した積極的な情報の発信により国内旅行者はもとより外国人観光客の来訪促進がされている。
環境整備	・お年寄りや子育て世代に配慮した施設の改修と外国人旅行者向けの案内等が充実して訪れた人の満足度の高い観光環境が整っている。

*Wi-Fi…無線でネットワークに接続する技術。

*SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の交流を通して、社会的な繋がりを構築するサービス。

主要施策

イベント	従来開催しているイベントの見直しと内容の充実を進め、地元の資源を活用した新たな観光資源の創出を図ります。 また、体験型観光・滞在型観光についても検討を行います。
施設	観光施設の整備と適正な維持管理を進めるとともに、観光客の満足度の高いサービスの提供に努めます。 また、宿泊施設の整備や長期滞在型観光に対応する施設についても検討を進めます。
宣伝	従来どおりの町内外の関係団体との広域連携を進め、観光客の誘致に努めるとともに、多様な媒体を利用し積極的な情報の発信を行い観光客の誘致に努めます。
体制整備	各イベント主催団体と連携を図るとともに将来の観光振興についてお互いに検討できる体制整備を進めます。

施策の達成指標と目標値

指標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
重要度	観光施設の整備と観光イベントの充実	重要 32.2% (29.1%) 普通 49.3% (46.2%) 不要 4.5% (5.5%)	重要を5ポイント以上増加させる。(37.2%以上)



● 保健・医療

現状と課題

【保健事業】

健康を取り巻く環境は、少子・高齢化と生活環境の多様化などにより大きく変化していますが、本町では総合健診をはじめ各種検診事業や母子保健事業に積極的に取り組み、町民の皆さんが健診を受けやすい環境づくりに努めています。

町民アンケートでの生活面の満足度における「健康診断や病気予防の支援体制」では、「満足」「普通」合わせて80%以上と、前回調査を上回っており、「不満」においても8.2%と前回よりも少ない結果となり、一定の成果が現れていますが、さらに町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上に目を向け、健診の大切さについての啓発を図るとともに、受診率向上のための対策を講じる必要があります。

母子保健事業において、現在、本町では母子保健法で定める1歳6カ月、3歳児健診のほか、独自健診として4カ月児及び10カ月児健診、合わせて7ヶ月児、2歳児相談を行っています。さらに、3歳までの健診では明らかにならなかった軽度の発達上の問題を発見し、就学後の不適応を少なくするため、平成27年度より新たに5歳児健診を導入しました。今後においても、子どもの発達に合わせて保健師、保育士、教育委員会、学校、医療機関などの横のつながりを密接にした取組を充実させ、発達障がい早期発見、早期療育といった支援体制の確立を目指す必要があります。

また、これまで遠紋地域の分娩のほとんどを扱ってきた遠軽厚生病院の産婦人科が平成27年10月に休止されたことに伴い、分娩を控えた世帯の経済的・精神的負担など新たな問題が生じたため、出産準備金支給制度を創設し、負担の軽減を図っています。

今後の少子化対策及び子育て支援にとっても、遠軽厚生病院の分娩再開は欠かせないものであり、根気よく要請活動等を行っていくことが必要です。

感染症を予防するために、疾病に関する正しい知識の普及と予防接種の啓発が重要であり、適切な時期に予防接種を受けやすい環境整備に引き続き努めていくことが必要です。

本町の保健事業については、本計画と平成27年度に策定した「湧別町健康増進計画（平成28年度～平成34年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

【医療】

現在、町内の医療機関は、町が設置する2つの歯科診療所のほか、厚生クリニック、医療法人の一般病院、個人歯科医院の3つの医療機関が開業しています。

町民アンケートでの生活面の満足度における「病気やケガでの医療機関の充実度」では、不満が47.4%と前回調査同様、約半数を占めている現状であり、地元において安心して医療を受けることができるよう、引き続き地元医療機関の経営安定のための支援を行っていく必要があります。また、広域的な医療体制の構築に向けて、特定診療科目の医療体制を整備するための第2次医療圏（遠紋地区）の医療機関に対する支援や町内で対応できない救急医療環境の確保を図る必要があります。

【公的医療保険制度】

国民健康保険事業については、制度の安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を行うため、平成30年4月に財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移されることが決まっています。移行後は、被保険者の資格管理、保険税（料）率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などの実施が市町村の役割として求められており、町民が安心して国民健康保険制度を利用できるよう適切な

情報提供に努め、円滑な制度運営に取り組む必要があります。

後期高齢者医療制度についても、引き続き円滑な制度運営に努めるとともに、高齢者の理解が得られるよう、制度の周知など適切に対応していかなければなりません。

基本方針（まちの将来像）

保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、町民みんなが支えあって、健康でいきいきとした生活を送ることができる。
医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた町で、安心して適切な医療を受けることができる。 安心して子どもを産むことができ、健やかに育てることができる。
公的医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療保険などの公的医療保険制度が円滑に運営され、安心して医療を受けることができる。

主要施策

保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底による健康寿命の延伸を図ります。 各種検診事業の受診率向上を図り、検診後の事後フォローを充実させて、継続した支援ができる体制整備に努めます。 母子保健サービスの充実により、妊娠・出産・子育てを支援し、母親の精神的不安の解消に努めます。 予防接種の重要性の啓発と予防接種が受けやすい体制整備に努めます。
地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地元医療機関の医療設備の充実と経営安定のため支援します。 医師対策を推進し地域医療の確保に努めます。
広域的な医療体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 高度救命救急医療の確保のため、広域医療圏の医療環境向上やドクターヘリ運行について継続支援します。 産婦人科医を始めとした特定診療科目の医師不足解消に向けて、遠軽地区3町連携の下、関係機関への要請活動を継続するとともに、より効果的な方法を常に検討しながら、医師不足対策に努めます。
公的医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者の実情を正確に把握しながら、保健事業、保険税（料）の収納率の向上など地域におけるきめ細かい事業を推進し、円滑な制度の運営に努めます。 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の制度内容の広報活動、相談体制の充実を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	病気やケガでの医療機関の充実度	満足 5.1% (5.2%) 普通 39.6% (40.0%) 不満 47.4% (44.1%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(46.9%以上)

第1章 総合計画 策定の趣旨

第2章 湧別町の概況

第3章 基本構想

第4章 基本計画

附属資料

● 子育て支援

現状と課題

本町の出生数については、平成22年度に48人まで落ち込みましたが、平成23年度以降毎年少しずつ増え続け、平成26年度には60人まで回復しています。一方で、14歳以下の年少人口については、人口の減少割合を10%程度上回るペースで減り続けています。少子化による影響は、子どもの健やかな成長、子育てにまで及んでおり、社会性や対人関係能力を身に付けていない子どもや妊娠・出産・育児に関する様々な不安や悩みを抱える親が増える傾向にあります。子どもが家庭と地域の温もりに包まれて育ち、親が地域や職場の温かい支援を受けながら、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで喜び合える社会づくりが急務となっています。

本町には、町立の常設保育所が4カ所、へき地保育所が1カ所、私立幼稚園が1カ所設置され、女性の社会進出や勤労形態の多様化等に伴い、3歳児になるとほとんどの子どもたちが保育所や幼稚園に入所している状況です。子どもの発達に応じた質の高い保育はもとより、親のニーズが高い低年齢児からの保育、預かり保育や一時保育など、利用しやすい保育サービスの充実に努めなければなりません。また、施設面においても、良好で快適な保育環境が求められており、老朽化した保育所の改築が喫緊の課題となっています。

子どもの健全育成を図るため、児童センターにおいて放課後児童クラブを運営しています。また、児童センターが設置されていない芭露・上湧別・開盛地区においても、地域の要望に応え、子どもの居場所づくり事業を実施し、放課後の子どもの安全な居場所の確保に努めています。

本町では、北海道の制度に本町独自の基準を上乗せし、中学生以下の子どもの医療費を無料化し、対象世帯の経済的負担の軽減を図っています。アンケート調査においても「満足度が高い」結果となっています。今後においても、現行制度の維持に努めるとともに、さらなる制度拡大を要望するニーズがあった場合には検討する必要があります。

子どもは地域社会にとって宝であり、未来を切り拓く「礎」です。その子どもたちの健やかな成長と子育てを支えることは、将来の本町のための投資でもあります。子どもの幸せを一番に考え、親の経済状況や幼少期の生育環境などによって格差が生じることのないように、すべての子育て家庭が分け隔てなく、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるまちづくりを進める必要があります。

本町の子育て支援については、本計画と平成26年度に策定した「湧別町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

基本方針（まちの将来像）

子育て支援

- ・子育てに悩む親の不安を解消するための相談体制が整っている。
- ・利用者のニーズに合った保育サービスが提供されている。
- ・子どもの発達に応じた質の高い保育が提供されている。
- ・放課後の安全な子どもの居場所が確保されている。
- ・子どもを持つ親が、安心して子育てと仕事を両立することができる環境が整っている。
- ・子どもや子育て世帯を地域ぐるみで支え合う意識が高まっている。
- ・子どもが安心して医療を受けることができる環境が整っている。

主要施策

子育て支援

- 子育て支援センターを拠点として、子育てに悩む親の不安を解消するための相談・指導体制を強化します。また、地域社会における子育て支援活動を推進するため、子育てに関係する団体のネットワーク化を検討します。
- 親が子どもを安心して預けることができる保育サービスを確立するとともに、老朽化した保育所の環境整備を進めます。
- 児童センター事業及び放課後児童クラブの充実を図り、学校の休業日や放課後の子どもの安全な居場所づくりの提供に努めます。
- 現行の乳幼児等医療費助成制度を維持し、対象世帯の経済的負担の軽減を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	保育所や子育て支援制度の充実度	満足 8.8% (7.2%) 普通 50.2% (47.6%) 不満 8.4% (10.4%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(62.0%以上)



第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

●食育

現状と課題

「食」は私たちが生きていくために欠かせないものであり、健康的な生活を送るための基本です。しかし、近年、社会環境がめまぐるしく変わる中、個々のライフスタイルや価値観が多様化し、食生活を取り巻く環境も様々で、朝食の欠食、栄養の偏りに起因する生活習慣病の増加、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をするいわゆる「孤食」の問題、飽食による食物の廃棄、食品の安全性の問題、伝統的食文化が失われる危機等が私たちの食生活に大きな影響を与えています。

これまで、本町の「食」に対する取組は、保健、産業、教育、地域等各分野でそれぞれ取り組んできましたが、町民一人ひとりが食と健康の大切さを自覚するとともに、生涯にわたって健全な食生活を送るため、各関係分野が連携し、「食育」に関する取組を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

一人ひとりの食に対する考え方、食習慣は、長い年月をかけて形成されることから、町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって健康で豊かな暮らしを実現するためには、乳・幼児期から高齢期までのライフステージごとの特徴に応じて様々なことを学ぶことが重要です。

また、「食育」は、栄養や健康、食べ物が生産される過程や農林水産業をはじめとする食の関連産業に関すること、食事のマナーや食文化、幼児・学校教育との関わりなど、対象とする範囲が広く、各分野が連携、補完しながら、食育の最も土台となる家庭をはじめ、学校、地域などの生活シーンごとに取組を推進していく必要があります。

本町の食育については、本計画と平成27年度に新たに策定した「湧別町食育推進計画（平成28年度～平成32年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

基本方針（まちの将来像）

食育	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の役割と重要性を町民一人ひとりが認識し実践している。 ・家庭、保育所、幼稚園、学校、福祉施設、生産者・食関連団体、地域・行政が相互に協力して食育活動が活発に実施されている。 ・本町で生産された豊富な食材を生かした本町らしい食生活が実現している。 ・学校の体験学習や親子体験を通して、地域の産業について理解が深まっている。
----	--

主要施策

食育	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の役割と重要性について意識啓発、情報提供及び知識普及を行います。 ・地場産品への理解向上を促進し、地産地消を推進します。
----	--

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値	目標値(平成33年度)
全国学力学習状況調査	朝食を毎日食べている児童生徒(毎日・どちらかといえば毎日食べている)	小6 89.9% 中3 92.3%	小学6年生、中学3年生ともに100%
国民健康保険法定報告	BMI値(肥満度指数)が25以上(肥満)の人の割合	成人(40~74歳) 31.8%	28.6%未満(10%減)

● 社会福祉

現状と課題

【地域福祉】

少子・高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。なかでも、地域社会においては、核家族化の進展、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え続けたことなどにより、地域福祉の担い手となる世代が減少するとともに、家族同士や地域で支え合う意識が薄まり、これまで地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、公的な支援（公助）だけでなく、自らの努力（自助）と近隣の人たちの助け合い（共助）、これら3つが補完し合い、社会的・経済的に弱い立場にある高齢者、心身障がい者、ひとり親家庭などへの支援はもとより、地域の将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを推し進めることが重要で、昔ながらの支え合い（互助）の精神の下、行政と地域住民やボランティア団体等が連携をし、町民の生活を支えていく視点に立った福祉施策を展開する必要があります。また、社会福祉会館などの地域活動の拠点施設が老朽化していることから、その整備について検討が必要となっています。

本町の地域福祉については、本計画と平成27年度に新たに策定した「湧別町地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

【高齢者・介護福祉】

本町における65歳以上の高齢者の占める割合は、平成26年度末時点で既に35.2%に達し、全国（25.1%）、全道（27.0%）の数値を大きく上回っている状況にあり、さらに10年後の平成37年には40%を超えることが予測されます。

高齢化率の高い本町では、これまで特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウス等の施設整備を積極的に推し進めてきたことにより、特別養護老人ホームの充足率（人口に対するの定員数の割合）がオホーツク管内でも上位に位置するなど充実した施設環境にあり、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護・福祉サービスの提供に努めています。

今後も要介護者が増え続ける中、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び支援が包括的に支援される体制（地域包括ケアシステム）の構築、あわせて認知症高齢者等に対する早期診断や家族への支援、地域の見守り体制づくりが必要となります。また、生きがい対応型デイサービス事業や介護予防事業による高齢者の体力向上のための運動指導や閉じこもり防止、認知症の予防や支援、これらの充実を図るためには、引き続き民生委員や社会福祉協議会、福祉会など関係機関との連携が欠かせません。

介護給付費が増加していく中、高齢者福祉政策の根幹を成す介護保険事業の安定した財政運営は必要不可欠であり、そのためにはできる限り要介護者を増やさないと、同時にこれまで以上に介護サービスの適正化等の給付費抑制に向けた対策を強化していく必要があります。

本町の高齢者・介護福祉については、本計画と平成26年度に策定した「湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

【障がい者福祉】

障がいのある方が住み慣れた地域で、人間として尊重され、健常者と同じく自立した生活を送るためには、地域の人たちが障がい者に対する正しい理解を深めることが一番大切なことです。

第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

3 社会福祉 健やかにいきいきと暮らせる ぬくもりのあるまちづくり

町民アンケートでの生活面の満足度における「障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制」では、「満足」が前回調査の4.3%から5.6%へ微増、「不満」が28.9%から16.7%へと10%以上減少しており、若干ではありますが、この5年間で障がい者を取り巻く環境の改善が進んだものと思われます。

近年、介護保険制度や障がい者総合支援制度に見られるように、福祉制度は「施設」から「在宅（地域）」へと移行してきており、障がい者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、「働く場所」や「住む場所」の確保に努めるとともに、現在町内において運営されているサービス提供事業者の支援、さらには新たな事業者の参入を促進するなど、利用者のニーズに応じた環境に近づける努力が必要です。また、障がい者の家族の負担を軽減するための支援体制の確立が求められています。

本町の障がい者福祉については、本計画と平成26年度に策定した「湧別町障がい者福祉計画（平成27年度～平成29年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

基本方針（まちの将来像）

地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> • 昔ながらの支え合い（互助）の精神の下、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす環境が確立されている。 • ニーズに合った福祉サービスを受けることができる。 • 行政、関係機関が連携して地域の見守り体制が充実している。
高齢者・介護福祉	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の経験や知識を生かす場所があり、楽しみや生きがいを持って心身ともに健康で生活できる。 • 介護保険サービス、町独自サービス、ボランティア等の支援体制が充実し、介護が必要となっても地域で安心して暮らすことができる。 • 日頃から介護予防に対する意識が高く、いつまでも自分らしく自立した生活を送っている。 • 介護が必要な状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる支援体制が確立されている。
障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の人たちが障がい者に対する理解を深め、障がい者と健常者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が確立されている。 • 相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制が確立されている。 • 障がい者がいきいきと働くことができる地域社会が実現している。

主要施策

地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもから高齢者まで、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、お互いに支え合う総合的なネットワークづくりを推進します。 • 地域住民がボランティア活動に気軽に参加できるような体制整備とボランティア組織への支援、さらにその活動を支える人材の確保と育成に努めます。 • 老朽化した地域福祉活動拠点施設の環境整備を図ります。
高齢者の健康保持と介護予防の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者がいつまでも自分らしく自立した生活を継続できるよう介護予防教室を実施します。また、介護予防に対する意識を高めるための普及啓発活動を行います。

<p>在宅福祉と介護の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、高齢者やその家族等が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、必要な助言・支援を行います。 ・介護者や介護を必要とする方の経済的・精神的負担を軽減するため、在宅介護事業の充実を図ります。 ・地域包括ケア会議を定期的開催し、日頃介護保険事業所等が抱える課題の解決に努めます。 ・地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。 ・認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置及び早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。 ・生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を推進します。 ・福祉施設・設備の充実を支援します。 ・生計困難者等に対するサービス利用時における負担軽減の支援を行います。
<p>障がい者福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が暮らしたい場所で暮らしていけるよう障がいの特性に応じた福祉サービスの提供に努めます。 ・障がいのある人への適切な保健サービスの充実と障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療の推進を図ります。 ・障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見・早期療育、さらに学齢期への円滑な移行、学校教育など年齢に応じ、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。 ・相談事業所との連携を強化し、障がい者が気軽に専門的な助言・指導が受けられるよう相談体制の充実を図ります。 ・障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現を目指し、就労の場の提供と働く障がい者を社会全体で応援する取組を推進します。 ・障がいの特性に応じた居宅サービスの充実とケアマネジメントに取り組み、障がい者の日常生活を支援します。
<p>介護保険事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業会計の健全化・安定化のため、介護予防の推進や介護保険サービス供給量に見合った保険料設定を行います。 ・制度内容の周知、相談体制の充実を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.5% (4.3%) 普通 44.1% (39.7%) 不満 25.5% (28.9%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(53.1%以上)
	障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制	満足 5.6% (3.7%) 普通 48.1% (43.8%) 不満 16.7% (21.2%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(56.4%以上)

● 学校教育

現状と課題

学校教育は、心身が発達する学齢期における教育として、子どもたちが未来を切り拓く確かな学力、豊かな人間性・社会性を身につけることが最も重要であり、次代を担う子どもたちの人間形成に大きな影響を及ぼすものです。

これまで、小・中学校の教育施設や教材の整備、情報化時代に即した教育設備など、教育環境の充実に努めてきましたが、町民アンケートでも概ね6割が満足あるいは普通と回答しており、引き続き整備を図っていく必要があります。また、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習活動の場であり、災害時には地域住民の避難場所として指定されていることから、学校施設の安全性を確保するため、改修等の維持補修を進める必要があります。

近年、道徳性の問題を提起させるようなさまざまな社会問題が発生しています。人権教育、情操教育などを通じて、豊かな人間性と思いやりの心を培う教育を行う必要があります。

いじめや不登校、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件の発生が大きな社会問題となっています。いじめや不登校などの問題行動の未然防止と早期に問題解決するための教育相談体制の充実に努め、学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策の推進が必要です。

各学校については、児童生徒が減少する中、地域の理解と情報及び認識の共有を図りながら、小中一貫教育やコミュニティスクール^{*}の導入に向けて検討する必要があります。

障がいのある子どもの教育は、子どもたちが積極的に自立し、社会参加していくために、状況に応じた適切な教育を行うための支援体制を整備していかなければなりません。そのため、支援を必要としている児童生徒が適切な教育を受けられるよう、小・中学校のみならず、保育所、幼稚園、高等学校や特別支援学校などと連携した個別の支援を行う必要があります。

スクールバスについては、児童生徒の通学に欠かすことのできない交通手段であり、今後も安全で効率的な運行に努める必要があります。

本町は、平成17年度から全道初の旧湧別町と旧上湧別町による行政枠を超えた中高一貫教育が導入され、計画的かつ継続的なSTCキャリア教育^{*}といった特色ある教育が展開されており、さらに連携が深まり特色ある教育の推進が図られるよう支援の拡大が必要となっています。

本町の唯一の道立高校である湧別高等学校のより魅力ある学校づくりのため、今後も存続対策を継続するとともに、支援策の拡充の検討が必要です。

幼児教育については、町内に私立幼稚園が1園運営されています。現在、運営費、保育料及び施設整備費の助成を行っていますが、幼児の健やかな成長を推進する環境づくりのため、継続した支援が必要です。

学校における、子どもたちの教育を担う教職員の住宅は、定期的な人事異動が行われる小・中学校の教職員には、欠かすことのできないものです。そのため、教職員住宅の適切な維持整備を継続する必要があります。

平成23年度より小学校第5・第6学年において、年間35時間の外国語活動が必修化されており、政府において、将来、小学校第3・第4学年での外国語活動必修化及び小学校第5・第6学年において英語の教科化が検討されているところです。そのため、小学校における外国語指導助手による指導の充実が必要です。

学校給食においては、給食メニューに地元の食材を積極的に取り入れるとともに、給食センターの維持補修を計画的に実施する必要があります。

^{*}コミュニティスクール…学校や保護者と地域の方が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組み。

^{*}STCキャリア教育…生徒一人ひとりの生き方やあり方を見つめ、職業感を育む取組。

基本方針（まちの将来像）

幼児教育	・幼児教育を実施する施設が町内に設置されている。
小中学校教育	・児童生徒一人ひとりが、確かな学力と豊かな感性を身につけることができる教育活動が行われている。
高等学校教育	・魅力ある教育を展開する高等学校が町内にある。
教育施設	・児童生徒が安全・安心に教育を受けることができる施設が整備されている。

主要施策

道徳教育の推進	・児童・生徒の規範意識や倫理観、生命を大切にする心や思いやりの心を育むことに努めます。
教材・教具及び情報機器の整備・更新	・計画的な整備・更新に努めます。 ・図書館との連携による学校図書の実充に努めます。
就学援助の実施	・就学援助制度を周知し、経済的に就学困難な児童・生徒に対し、就学援助を行います。
通学費の支援	・遠距離通学者に対する通学費支援を継続します。
特別支援教育の充実	・特別支援教育支援員を配置し、障がいのある児童・生徒に対する支援の実充と、障がいのある児童・生徒のための就学指導に努めます。
児童・生徒の健全育成	・家庭、学校、地域の連携を密にし、指導の実充を図ります。
教育アドバイザー配置	・いじめ、不登校等に適切に対応するため、教育アドバイザーを配置し、教育相談体制の実充を図ります。
幼児教育	・私立幼稚園の経営安定と保護者負担軽減のため運営費、保育料及び施設整備費の補助を行います。
国際理解の向上	・外国語指導助手の招へい事業を推進し、英語の語学力向上と情報化・国際化への適切な対応を推進します。
教職員住宅の整備	・教職員住宅の適切な維持整備に努めます。
教育施設の充実	・老朽化した校舎等の改築または大規模な改修を行います。 ・施設の維持補修を計画的に実施します。
中高一貫教育	・湧別高等学校と町内3中学校との中高一貫教育による連携を一層深めます。
湧別高校存続対策	・湧別高等学校の存続対策事業を継続するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを支援します。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
満足度	学校や教育施設の充実度	満足 6.8% (5.3%) 普通 53.1% (50.9%) 不満 11.4% (11.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(62.9%以上)
	子どもの進学や就職への安心感	満足 2.9% (1.2%) 普通 36.6% (26.4%) 不満 27.7% (38.8%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(41.5%以上)

● 社会教育

現状と課題

現在、少子・高齢化、核家族化、都市化などにより、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進んできており、個人と社会との関わりが弱くなる中で、青少年の健全育成や地域の医療・福祉、環境の保全などの課題に対して、適切な対応が難しくなっていることが指摘されています。こうした中、社会教育は人々の教養の向上、健康の増進等を図り、社会を形成する自立した個人の育成に資するとともに、人と人との絆を強くし、地域課題の解決に寄与するなど地域社会の活性化を図っていくうえで重要な役割を担っています。

地域の課題解決に向けては、住民が地域の実践を通じて主体的に学習し、絆を築くとともに、その成果を新たな地域づくりにつなげていく取組と、個人々が生涯にわたって学習を継続するに当たり、そのライフステージによって、求められる学習内容や手法は変わってくるため、幅広い世代や住民のニーズ、家庭・地域の教育力を高めるなど課題解決に対応した各種講座や教室の開催など学習機会の提供が必要です。

青少年については、早い段階から様々な体験活動を行う機会を設けることが重要であることを踏まえ、自然体験、ボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験等の様々な体験活動を推進することが必要です。

家庭教育支援については、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子育て家庭が孤立しやすい状況にある中、その悩みや不安を多く抱えていることから、親同士の交流や学びの支援・相談、情報提供などが重要であり、このため、地域の人材を生かした場づくりや、当事者の主体性を重視した体験型・ワークショップ型のプログラムや講座の開発・充実が必要です。

さらに、高齢期においては、身体的にも経済的にも自立した生活を送っていくための体系的な学習や、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を地域参画・社会貢献に生かすための学習などの機会の充実が必要です。

生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備については、地域の学びを支える人材の育成・活用の推進と、社会教育施設をより質の高いものにしていくためには、情報収集・提供の推進が必要です。あわせて安全で利便性の良い社会教育施設の維持管理や計画的な改修が必要です。

今後とも、様々な方法で学習意欲を喚起するとともに、地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に実施されるよう環境醸成を図ることが必要です。

基本方針（まちの将来像）

社会教育の推進	・自主的・主体的な学習活動が推進され、その成果が新たな地域づくりにつながり、幅広い世代や、家庭・地域の教育力が高まる。
社会教育団体の充実	・団体・サークルが自らの意思により活動が活発化するとともに、指導者養成が図られている。
社会教育施設の整備	・住民ニーズに応じた、利便性の高い施設運営と計画的な改修が行われている。

主要施策

社会教育の推進	各種講座、教室の開催による学習機会の提供、指導者の養成、連携とネットワークづくりの推進に努めます。
社会教育団体の育成	社会教育団体、サークルなどの自主的な活動を支援するとともに新たな団体活動の促進と育成に努めます。
社会教育施設の充実	住民ニーズを踏まえながら、社会教育施設の整備充実を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標	現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
生涯学習が必要だと思う	思う 64.0% (64.3%) 思わない 5.8% (8.0%) わからない 25.5% (23.1%)	思うを維持する。 (64.0%以上)



● 芸術文化

現状と課題

芸術・文化は、人間が人間らしく生きるためのものであり、ともに心豊かに生きる社会を目指して、活気と個性あふれるまちづくりを構築するうえでも大きな役割を果たすものです。また、町民の文化活動に対する芸術性や専門性は年々高まりを見せており、文化連盟への支援や関係機関との連携を図りながら、町民のニーズに応える施策を展開し、心の糧となる芸術・文化活動の充実に努める必要があります。

町内に2つある文化センターについては、文化活動の拠点として芸術文化団体・サークルなどが例会・練習の場として利用しており、今後においてもこれらの団体活動を支援するのはもちろん、ステージ発表機会の充実に努めるため、音響照明の舞台技術の維持向上をさせるなど、両ホールそれぞれの特徴を生かした活用を進めていく必要があります。その特徴を踏まえた上で、両施設の改修も計画的に進め、利用しやすい環境整備を図る必要があります。

町民を対象とした芸術鑑賞事業については、町民が主体的に企画運営に取り組める芸術文化奨励事業などを活用し、幅広いニーズに応える仕組みを取り入れていますが、出演者の知名度に観客数が左右される傾向があります。より多くの町民に足を運んでもらう工夫・きっかけづくりが必要です。また、演奏の技術指導やミュージカル等の体験事業といった育成事業には、その参加者に新たな技術と感動を与えることができます。鑑賞事業に偏ることなく、育成事業においても充実に努めるとともに、団体を支援する機運の醸成に努め、鑑賞と創造が両輪となった芸術文化活動を推進していく必要があります。

基本方針（まちの将来像）

芸術文化	・芸術にふれる機会が提供され、創造的な文化活動が推進されて、豊かな心が育っている。
------	---

主要施策

文化・芸術活動の推進	・芸術・文化に親しむ学習機会を提供するため、カルチャー教室などを開催します。 ・発表の場と参加機会の提供に努めます。
文化団体等の育成	・文化連盟及び各団体・サークルの自主的な活動を支援します。
文化施設の充実	・文化センターの環境整備を図ります。 ・ステージ発表機会の充実に努めるため、音響照明・舞台技術の担当を配置します。
芸術鑑賞会の推進	・芸術文化奨励制度の活用促進を図り、芸術鑑賞会の開催奨励に努めます。
育成事業の推進	・ミュージカル体験事業などの育成事業の充実に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	芸術文化にふれる環境	満足 8.8% (8.2%) 普通 57.4% (56.6%) 不満 10.5% (10.5%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(69.5%以上)

図書館

現状と課題

図書館は、豊かな読書環境を創造し、心の安らぎを提供する町の情報拠点として、楽しく学び支え合う施設として求められています。

そのためには、時代の流れを感じ取り、常に新鮮で適切な運営の維持、幅広い住民ニーズに対応する図書館資料の収集と提供に努める必要があります。

加えて、子どもの豊かな感性や情操をはぐくむため、「子ども読書推進計画」の策定を推進し、学校、児童センターとの連携を強め、地域住民や関係機関とともに読書推進活動を行う必要があります。さらに、図書館に来館できない方を支援するため、町内を広域巡回する移動図書館車の運行を継続していく必要があります。

貸出においては中湧別図書館と湧別図書館の年間利用冊数は、約8万7千冊であり、町民一人当たりでは9冊以上の貸出数となっていますが、今後ともより多くの方に利用してもらえよう、読書環境の充実を目指すとともに、電子書籍の導入や高齢者向け大活字本等の資料収集に取り組む必要があります。

両館の図書館資料は統一図書館システムで一括管理され、相互に蔵書状況を確認することができます。また、インターネットを活用したサービスにより、いつでも両館の蔵書状況を確認し予約することが可能となりました。今後とも適切な図書館システムの維持と更新が必要です。

アンケートの結果では、多くの方が生涯学習の必要性を高く認めていることから、各世代の町民に満足してもらえるような図書館資料の充実をはじめ、両館が持つ施設の特色を生かし、読書・学習環境や憩いのスペースとしての整備に努める必要があります。

基本方針（まちの将来像）

図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・町民ニーズに対応した蔵書が整っている。 ・生涯学習の拠点として誰もが利用しやすい読書・学習環境が整っている。 ・憩いの空間として各世代の住民に認知され利用されている。
-----	--

主要施策

図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・両図書館の図書システムの効率化を図るため、システムの維持管理と機器整備の更新を行います。 ・計画的な図書館資料の選択収集を行うため、住民ニーズを踏まえ、常に新鮮で適切な蔵書構成の維持管理に努めます。 ・読書・学習環境の充実に加え、住民の憩いの空間として活用されるよう努めます。 ・学校図書室との連携を図ります。
-----	---

施策の達成指標と目標値

指 標	現状値	目標値(平成33年度)
図書館実利用率	18.2%	現状値を5ポイント以上増加させる。(23.2%以上)

● 博物館・文化財

現状と課題

本町の沿革を知るためには、現在までこの地に関わった人々の営みの資料・記録、そしてその痕跡は永く後世に残していかなければなりません。そしてそれらが持っている情報を学ぶことは、未来を築くために極めて重要なことです。この地の人類の痕跡である遺跡は約8000年前の湧別市川遺跡から始まり、以降各時代の遺跡が町内各所に残っています。北海道文化に大きな影響を与えたオホーツク文化の遺跡も多く発見されています。また、湧別市川遺跡やシブノツナイ竪穴遺跡群は国内外に広く知られています。

埋蔵文化財・包蔵地や開拓・生活・産業関連の歴史資料はこうした歴史を語る上で欠くことができない証拠で、これらとその情報を未来へと伝えるため整理・集約し、保存環境を整えていくことは、これまででもそして今後も変わらない博物館・文化財保護の課題です。

埋蔵文化財では、シブノツナイ竪穴遺跡は北海道教育委員会の協力を得て指定範囲の再確認作業を行っています。他にも包蔵地があるものの、指定後30～40年が経過しているために再確認作業が必要であり、未知の包蔵地もある可能性が高く継続して調査し、発見次第適切な保護をする必要があります。

これまで収集した資料類は、郷土館、ふるさと館J R Y、上湧別小学校横収蔵庫に保管されています。かつて、町内廃校等に分散して収蔵されていた資料は徐々に集約されていますが、収蔵庫は許容範囲を超えており整理分類作業が難しい状況です。また、現在の収蔵庫は木製の体育館で悪天候、火災等に脆弱なため、新規の収蔵庫の早急な建設が資料の恒久的な保存のために必要となっています。

アンケート結果における「町の歴史文化の保存と継承」の重要度という問いでは、重要、普通いずれの回答も前回調査を上回り、重要性の認識は高まっていますが、今後も体験的な要素を取り入れた活動を継続していく必要があります。

基本方針（まちの将来像）

全 般	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・産業・自然を起源とする地域の誇りを知る機会が提供されており、地域を愛し社会を愛する人材育成がなされている。 過去の人々がどのように暮らしてきたのかを知ること、現在そして将来この地での生活文化創造につなげている。
文化財	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の位置が把握されており、適切な環境で保護されている。 先史文化の調査研究が進み、展示が充実しており町民の関心が高い。
博物館	<ul style="list-style-type: none"> 資料の分類整理がされ、適正な環境で保存されている。 調査研究が進められており、地域がわかる展示が充実している。 地域文化創造に寄与している。

主要施策

文化財の保存	<ul style="list-style-type: none"> 町内の歴史資料の収集を継続して実施し、既存の資料については、保存環境の改善を図ります。 埋蔵文化財を調査分析するとともに、適切な保護に努めます。 埋蔵文化財および周辺地域の適切な活用を検討します。 道指定文化財アッケシ草群等の保護のために必要な要素を専門家の補助指導を受けて見出します。また、自然の豊かさを知る機会を検討します。
文化財の活用	<ul style="list-style-type: none"> 湧別上湧別両地区の歴史文化を総合的に理解するため、資料の整理分析作業を行います。 博物館を中心に資料の公開を進めます。 博物館の展示の充実とともに、収蔵資料の公開機会を増加します。 博物館教育普及活動の充実のために展示を中心として、体験的な要素を研究実践していきます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
重要度	町の歴史文化の保存と継承	重要 19.7% (17.8%) 普通 60.0% (57.1%) 不要 3.9% (5.2%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。(83.6%以上)



● スポーツ

現状と課題

本町のスポーツ活動の中心的な役割を担っている体育協会をはじめ、スポーツ少年団、自治会、スポーツ推進委員などと連携を図りながら、健康維持増進や体力向上、町民の相互交流などを図るため、気軽に取り組める各種スポーツ教室・講習会や大会の開催、スポーツ施設の整備、学校体育施設の開放など「町民皆スポーツ」に努めてきました。

アンケート結果では、「今後どんなことを学んだり身につけたいと思いますか」との問いに対し、「健康・体力づくり」が26.7%と他の項目と比べると一番高い割合を占めており関心が高まっています。また、「スポーツ施設や育成支援の充実度」では、満足と普通を合わせると66%と前回のアンケート結果と比べると数値が上昇しており、スポーツ施設が充実してきていることがうかがえます。

スポーツ活動の推進については、各種スポーツ教室・講習会、大会の運動を始めるきっかけづくりや町民相互の交流・親睦を深める必要があります。また、体育協会やスポーツ少年団などスポーツサークルの育成と自主的な活動の支援、自治会やスポーツ推進委員などの連携強化・ネットワーク化を図り、スポーツ振興に努めるとともに、町民の多様化するスポーツニーズに対応するための施設運営や指導者の養成や資質向上を図り、指導体制の充実に努める必要があります。

各スポーツ施設においては、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上や経費の削減を図ることを目的に指定管理者制度を導入しており、いつでも気軽に安心して利用しやすい施設活用を図るため、更にサービスの向上に資する必要があります。また、これまでも計画的に施設整備を進めてきましたが、老朽化により改修工事や修繕を必要とする施設が多く、引き続き計画的な施設の整備が必要です。

近年、青少年の体力低下や成人、高齢者の生活習慣病が増加しています。心身の健康維持増進のために、体を動かす習慣や意欲が形成されるよう、保健福祉分野との連携やスポーツインストラクター等の専門員を配置し指導を行うことなどスポーツに親しむ意識の啓発や機会の充実を図る必要があります。

また、スポーツ合宿の誘致を積極的に行い、スポーツの普及発展と技術向上など教育的効果を高めるとともに、地域の活性化を推進する必要があります。

基本方針（まちの将来像）

スポーツ活動の推進	・各年齢に応じて積極的にだれもが気軽にいつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されており、スポーツを通して町民相互の交流により、活力のある地域づくりが図られている。
スポーツ団体の育成	・体育協会やスポーツ少年団などのスポーツサークルが自主的にいきいきと楽しく活動されている。
スポーツ施設の充実	・町民のニーズをふまえながら、だれもが安全かつ快適にスポーツを楽しむことができる施設整備が図られている。

主要施策

スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた各種教室、講習会、大会などスポーツに親しむ機会を提供し、健康や体力づくりの増進と住民相互の交流の推進に努めます。 ・体育協会やスポーツ少年団、自治会、関係団体等との連携強化とネットワーク化を図り、スポーツの振興に努めます。 ・町民のニーズに応じた指導者の養成や資質向上を図り、指導体制の充実に努めます。 ・保健福祉分野と連携を図り、運動やスポーツを取り入れた町民の健康づくりを図ります。 ・スポーツ合宿の積極的な誘致を行い、受け入れ体制の一層の整備を図ります。
スポーツ団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会やスポーツ少年団等の関係団体やスポーツサークルの支援体制の充実に努めます。
スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町民のニーズを踏まえながら、だれもが快適にスポーツを楽しむことができる施設整備に努めます。 ・心身の健康維持増進のため、スポーツインストラクター等の専門員の配置と、トレーニング機器等の充実に努めます。 ・指定管理者の民間の知見を活用した効果的な管理運営に努めます。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	スポーツ施設や育成支援の充実度	満足 9.3% (7.5%) 普通 56.7% (56.1%) 不満 9.7% (10.2%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(69.3%以上)



● 国際・国内・同郷交流

現状と課題

国外ではホワイトコート町（カナダ）及びセルウィン町（ニュージーランド）と友好都市協定を締結しており、国外友好都市との相互交流を実施し、友好交流の発展と国際感覚の養成に努めているところです。町内の中学校及び高校の生徒数の減少、事業参加に対する参加者の学校生活への懸念により、相互交流事業、交換留学事業とともに参加者が募集定員を下回ることが多い状況ですが、互いの歴史、文化、生活習慣及び民族性などを相互に理解し合うことにより、地域の活性化に結びつけることが求められています。

国外友好都市との交流は、中学生及び高校生を中心とした短期研修及び交換留学を実施しており、留学・交流に派遣された方、留学生・交流事業参加者の受け入れ家庭への国際理解を推進する効果は高くなっていますが、その成果を町民に周知する取組の研究を継続する必要があります。また、国外の友好都市との交流を継続していく上で、交換留学生の受け入れ協力者を確保する必要があります。

新篠津村との交流は、小学生を対象としお互いの町を交互に訪問して野外学習や町の歴史の学習などを通じて交流の輪が広がっています。

このほか同郷団体（ふるさと会）として、東京湧別会、札幌上湧別ふるさと会、札幌湧別会があり、総会・交流会等を通じて交流を深めています。

今後においては、世代間・産業間や文化における交流事業を推進するとともに、町内に在住する外国人等との交流をサポートする民間支援者及び団体の育成が必要です。

基本方針（まちの将来像）

国際・国内・ 同郷交流	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の国際感覚を養うための国際交流が活発に行われている。 ・友好都市との交流が活発に行われている。 ・ふるさと会との交流が行われ、本町の応援団として活躍している。
----------------	--

主要施策

国際・国内・ 同郷交流	<ul style="list-style-type: none"> ・町民・団体・行政が連携し友好都市や同郷団体との交流を推進します。 ・友好都市の紹介や交流事業を発表する機会の提供に努めます。 ・友好都市との世代間・産業間ごとの交流事業を推進します。 ・交流をサポートする民間支援者及び団体の育成を推進します。 ・中学生・高校生を中心とする海外友好都市との相互派遣交流を促進します。
----------------	--

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値（前回の値）	目標値（平成33年度）
重要度	国際交流や国内姉妹都市との交流	重要 11.2%（7.9%） 普通 57.7%（52.5%） 不要 9.0%（13.9%）	重要と普通の合計を5%以上増加させる。（72.3%以上）

● 住民協働

現状と課題

自分たちの住むまちは、それぞれの地域の個性を生かし、住民自らが主体的にまちづくりに関わっていくことが求められています。

今後地域におけるさまざまな課題の解決に当たっては、行政との役割分担を十分に認識しながら、協働で取り組んでいくことが重要となっています。

また、平成26年4月には、「まちの憲法」といわれる自治基本条例が施行され、「情報の共有の原則・町民参加の原則・協働の原則」を町政運営の基本として、町民・議会・行政機関がそれぞれの役割と責務のもと本町の自治を推進し、町民が安心して暮らすことができる地域社会を持続させることが期待されています。

本町には、まちづくり活動への参加や町への意見を反映させる身近な地域組織として町内に30の自治会があり、地域単位でのコミュニティ活動を行っていますが、町の過疎化や高齢化の進行、さらには若者世代のコミュニティ活動離れの傾向とも相まって、会員の減少や活動の縮小、さらには地域集会施設の老朽化などの問題を抱える自治会が増えてきています。

これらの諸問題を解決するために地域単位でのコミュニティ活動に対して支援を行い、地域課題を自ら解決する体制づくりを進めるとともに、自治会再編を視野に入れた検討や、地域担当スタッフ制度を効果的に活用して、地域と行政の連携強化を図っていく必要があります。

また、環境美化や福祉活動など様々な分野での住民ボランティア活動についても引き続き支援を行うとともに住民の自主的なまちづくりへの参加意識の醸成に努めていく必要があります。

基本方針（まちの将来像）

住民参加の まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が自主的、意欲的に活動し生き生きとしている。 ・行政情報が広報などで積極的に住民に提供され、まちづくりに生かされている。 ・自治基本条例に基づき、住民の意見が行政に反映された協働のまちづくりが進められている。 ・様々な分野で自主的なボランティア活動が活発に行われており、ボランティア活動に参加することで地域社会に貢献している充実感を得ながら生き生きと活動している。
コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の交流と対話が活発に行われている。 ・イベントやコミュニティ活動が活発で、住民が生き生きとして暮らしている。

5 協働・行財政 人がふれあい支え合う 安定したまちづくり

主要施策

住民参加のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例に基づき、住民が主体的にまちづくりに参加できる体制づくりをさらに推進するとともに住民参加意識の高揚を図ります。 様々な分野におけるボランティア活動への支援を図ります。
コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> 自治会を中心としたコミュニティ活動への支援に努めます。 自治会再編を視野に入れた広域的な取組など、自治会組織の基盤強化へ向け支援します。 地域活動を推進する人材を育成します。 活動拠点となる地域集会施設の効率的・効果的な整備を図ります。 地域の実態に合った自治会活動を活性化する地域担当スタッフ制度の活用を図ります。 子どもや高齢者の地域活動の移動用交通手段の確保を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
重要度	住民参加による協働のまちづくり	重要 21.3% (23.2%) 普通 55.9% (50.3%) 不要 4.2% (4.4%)	重要と普通の合計を5%以上増加させる。(81.1%以上)



● 情報共有

現状と課題

行政が保有する情報は、住民が必要な時期に、正確な情報をわかりやすく公開または提供を行うとともに、個人情報保護を図りながら情報の共有化を図る必要があります。

また、自治基本条例の施行に伴い、パブリックコメント、住民説明会やまちづくり出前講座などでの情報提供を積極的に行い、政策意思決定過程での可視化によって、住民のまちづくりに対する参加意識を高めることが大切です。

情報提供の手段としては、全戸配布による広報紙やかわらばん、ホームページ等を活用してきました。広報紙は、住民が必要とする情報を整理し、内容を充実させるとともに読みやすさに配慮した紙面の構成が必要です。また、庁舎内組織として広報委員会を設置し、広報活動の円滑な推進を図っています。

一方、インターネットの普及によりホームページによる情報の提供も重要な広報媒体として位置づけられます。インターネットを利用できるパソコンの所有割合は、アンケートの結果によると5年前と比べて1割増え、4割を超えていますが、全ての住民が利用できる環境となっていないことを考慮しなければなりません。

広聴活動では、地域づくり懇談会、町長への手紙や移動町長室のほかにインターネットなどの活用によって町民が行政に対する意見要望が伝えられる仕組みが必要となっています。

今後においても多様な情報媒体を活用しつつ、まちづくりに関する情報の積極的な公開と提供が必要です。

基本方針（まちの将来像）

情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・町から住民に積極的な情報が公開されている。 ・個人情報が適正に保護されている。 ・町の広報やホームページが充実し、必要な行政情報や話題が提供されている。 ・町民の声が行政に届く体制が確立されている。
------	---

主要施策

情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と協働したまちづくりを推進するために、行政情報の公開・提供を進め、行政と住民との情報の共有に努めるとともに、行政が持つ個人情報の保護のため適正な情報の取り扱いに努めます。 ・自治基本条例に基づき、行政側の情報提供意識の向上を図り、特に政策意思決定過程での積極的な情報提供に努めます。 ・広報紙（広報ゆうべつ・かわらばん）やホームページを活用して、行政情報を適期にわかりやすく正確に発信します。 ・広聴体制の充実のため、多様な情報媒体の活用及び若年層や女性層を対象とした意見交換会の開催など幅広い年齢層からの意見聴取の仕組みを導入します。 ・地域担当スタッフによる地域への情報提供と意見聴取の充実を図ります。 ・各種委員会や会議録の公開による情報の共有化を図ります。
------	--

● 行政効率化

現状と課題

これまで、平成22年度策定の行政改革大綱に従い行政効率化を図ってきました。大綱の基本原則である「合併が行政改革の始まり」である認識に立ち、合併時未調整項目であった事務事業の見直し、公共施設の管理運営、電子自治体の推進、役場組織体制の継続的な見直し、行政評価システム及び人事評価制度の導入、職員定員管理の徹底、職員研修・職員提案制度の導入などを実施してきました。

窓口サービスは、ワンストップサービス*を目指した住民福祉関連業務の総合窓口制をすでに実施しており、平成23年3月から戸籍業務を電算化したことで、全ての種類の窓口業務は電算化され迅速なサービス提供と確実な個人情報管理が図られています。

平成27年4月からは休日の中湧別出張所に職員を配置し窓口業務を行い、住民票、戸籍、印鑑、各種届出に対応しています。

今後も早く町民が利用できる窓口サービスの提供を常に心がける必要があり、このためには職員の接遇マナーの向上や職員の資質向上をより一層進める必要があります。

平成28年度には、事務効率化を進めるため分庁方式に組織機構を変更しました。なお、最終的には合併効果を最大限引き出す本庁方式が望ましく、分庁方式はその過程とするものです。

本庁方式とする場合の課題は、本庁舎の位置決定のプロセス、職員数減少を原因とした住民が抱く地域衰退や窓口機能のサービス低下に対する不安解消があります。

電子自治体の推進では、国主導によるマイナンバー制度*が導入され、今後もシステム改修が進められることから、同時に安全な個人情報管理の仕組みを確保しなければなりません。

さらに、平成28年度から庁舎内統合型地理情報システム（GIS）を導入しており、地理情報に関連する事務事業の情報データを一括管理しながら、全職員間で情報共有する仕組みを進めています。具体的には災害発生現場の位置確認、過去の災害発生マップ、町有財産土地・建物管理、町道路線、各種管路位置、高齢者等の要支援住宅位置などでの利用が望まれています。

基本方針（まちの将来像）

行政効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・役場の組織体制に無駄がなく効率的な行財政運営が実現されている。 ・住民のニーズに応えた行政サービスを的確に提供できる組織体制であり、それを支える職員の資質が備わっている。 ・高度電子化社会に対応できる庁内電子情報システムが構築されており、安全な情報管理体制が構築されている。
窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・親切でわかりやすい窓口サービスの提供が図られている。

*ワンストップサービス…複数の部署や機関にまたがっていた手続きを一度にまとめて行える環境や場所。

*マイナンバー制度…すべての国民に個別の管理番号をつけ、それに基づき社会保障や個人情報の管理などを行うもの。

主要施策

行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 効率的、効果的な行政運営を推進するため、行政改革大綱に基づき適切な進行管理に努めます。
組織・機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の適切な見直しと職員定数の適正化に努めます。
人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員の能力開発を効果的に推進するための人材育成基本方針を策定し、職員の資質の一層の向上に努めます。
事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業全般にわたって、事務の見直しと事務手続きの簡素化を図るとともに、電子化を一層進め、町民サービスの向上に努めます。
広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現状の広域行政を継続するとともに、今後も行政サービスの向上や効率的な行政運営に必要な広域連携を推進します。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値 (前回の値)	目標値 (平成33年度)
満足度	町役場の窓口サービスや接客態度	満足 17.6% (13.7%) 普通 62.4% (60.6%) 不満 11.0% (13.6%)	満足を5ポイント以上増加させる。 (22.6%以上)



● 財政運営

現状と課題

本町をはじめ過疎自治体には景気浮揚策の効果は実感することができず、依然として財政構造は国からの地方交付税に頼る脆弱なものとなっています。

これまで本町は、行政改革大綱に従い健全な財政運営に努めてきました。具体的には歳入確保策（滞納対策強化・コンビニ納付・使用料手数料の見直し・広報紙有料広告）、財政健全化策（行政コスト低減・財政状況公表）、補助金の整理統合などを進めてきました。

一方、今後の本町財政に大きな影を落とす不安材料として、普通交付税の大幅減少があります。合併自治体である本町は、合併特例法による合併算定替方式で手厚く普通交付税が配分されてきましたが、合併後5年で終了し平成27年度以降は5年の激減緩和期間を経て、平成32年度からは完全な一本算定となります。この措置により普通交付税の減額を推計すると、平成26年度に比べ6億1千万円の減額になると見込まれます。

今後は、職員定数の適正化を図るとともに公共施設にかかる維持管理経費の削減など、さらなる行財政改革の推進が必要です。

また、財産台帳整備と新地方公会計制度^{*}におけるシステム資産台帳との連携及び合併で重複した類似施設の集約と機能分散、公共施設等総合管理計画^{*}の策定と実行などがあり、いずれも財政上重要な課題となっています。

基本方針（まちの将来像）

財政運営	<ul style="list-style-type: none">・長期的な展望に立った健全な財政運営が行われており、安定した財政基盤が確立されている。・同種公共施設の有効利用が図られている。・将来発生する公共施設の維持管理費用が明らかにされ、適切な維持管理が行われている。
------	--

^{*}新地方公会計制度…「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」の企業会計的要素を取り込み、ストックやコストを把握することで財政状況をわかりやすく開示するとともに、資産や債務の適正管理や有効活用を図る制度。

^{*}公共施設等総合管理計画…公共施設等の老朽化や人口減少を勘案し、すべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画。

主要施策

財政運営	<ul style="list-style-type: none"> • 普通交付税の大幅減額を視野に入れて、効率的な事業の実施と事務事業の見直しによる歳出の削減に努め、堅実な財政運営を行います。 • 公共施設等総合管理計画に基づき、町が所有する公共施設の全体像の把握と将来の管理計画を明らかにします。 • 新地方公会計制度を用いた住民にわかりやすい財政状況の公表に努めます。 • 町税等の収納率の向上に努めます。 • 町有財産の状況を正確に調査管理し、不用財産の売却や有効活用を図ります。
------	--

施策の達成指標と目標値

指 標	現況値	目標値(平成33年度)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の健全化判断比率 (4項目)	実質赤字比率 [※]	—
	連結実質赤字比率 [※]	—
	実質公債費比率 [※]	9.3%
	将来負担比率 [※]	—
		4項目すべての比率が現在値よりも悪化しない



※実質赤字比率…地方自治体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

※連結実質赤字比率…すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方自治体全体の赤字の程度を指標化。

※実質公債費比率…借入金(地方債)等の返済額の程度を指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

※将来負担比率…地方自治体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。



附属資料

1. 湧別町総合計画実施計画
【主要事業一覧表】
2. 総合計画策定組織体系図
3. 湧別町総合計画審議会条例
4. 湧別町総合計画審議会専門部会規則
5. 湧別町総合計画審議会委員名簿
6. 総合計画審議会への諮問書
7. 総合計画審議会からの答申書
8. 策定の経過

1 湧別町総合計画実施計画【主要事業一覧表】

実施計画は、基本構想及び基本計画に基づき実施する事業を整理しています。

第1期計画同様、毎年定期的に修正や事業の追加といった見直しを行うこととします。

なお、掲載している事業は、計画期間内に実施予定の事業のうち総事業費が百万円を超える事業です。ただし、施設等の維持経費や国や北海道の制度に基づく事務経費等は除いています。

1 基盤整備 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

【道路・河川・海岸】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
西3線道路整備事業	189	町	29-30
開盛北道路整備事業	41	町	30
中湧別西2条道路整備事業	51	町	31-32
15号線道路整備事業	169	町	30-32
中湧別中西5条支線道路整備事業	26	町	29
西9号線道路整備事業	97	町	29-30
14号線道路整備事業	38	町	31-32
中湧別北西5条道路整備事業	40	町	30・32
中湧別北西6条道路整備事業	54	町	30-31
商工団地1条道路整備事業	28	町	31
橋梁長寿命化修繕計画策定事業	26	町	29
橋梁長寿命化修繕事業	324	町	29-33
緑陰岩佐道路整備事業	36	町	29
錦西中支線路整備事業	19	町	32
東3号線道路整備事業	15	町	31
芭露4号線道路整備事業	46	町	30
芭露8号線道路整備事業	85	町	30-31
道路整備機械購入事業	30	町	30

【上下水道】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
浄水場等施設改修事業	150	町	29-33
簡易水道統合事業	182	町	29-31
特定環境保全公共下水道事業	175	町	29-33
個別排水処理施設整備事業	159	町	29-32

【住宅環境】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
すみれ団地整備事業	358	町	29-33
リウ団地整備事業	100	町	29
花園団地整備事業	482	町	29-33

登栄床団地整備事業	95	町	32
上芭露団地整備事業	127	町	29-32
計呂地団地整備事業	64	町	31-33
緑町団地整備事業	180	町	30-33
定住促進住宅建設・中古住宅購入補助事業	75	町	29-31
民間賃貸住宅等建設補助事業	95	町	29-31
開盛地区宅地分譲事業	57	町	29

【情報通信】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
携帯電話エリア拡大事業	80	町	29

【環境衛生・景観】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
一般廃棄物収集事業	225	町	29-33
ごみ焼却施設運営事業	745	町	29-33
資源ごみリサイクル事業	162	町	29-33
ごみ処理手数料徴収事業	60	町	29-33
その他じん芥処理事業	3	町	29-33
し尿処理事業	250	町	29-33

【公共交通】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
名寄線代替バス運行事業	39	町	29-33
乗合ハイヤー運行事業	16	町	29-33
町営バス運行事業	355	町	29-33
町営バス購入事業	36	町	29-30
オホーツク紋別空港利用促進事業	28	町	29-33

【消防・防災】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
消防車両更新	120	広域組合	31-33
災害用備蓄食糧整備事業	2	町	29-30

第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

2 産業振興 豊かな自然と共生する活力あふれるまちづくり

【農業】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
農業経営基盤強化資金利子補給事業	17	町	29-33
次世代農業者支援融資事業利子補給事業	1	町	29-33
認定農業者経営拡大資金利子補給事業	4	町	29-33
湧別町農業振興協議会負担金事業	25	町、農協、農業団体	29-33
農業生産振興事業	100	町	29
畜産環境保全施設整備事業	18	農協	29-33
乳牛検定組合補助金	17	町	29-33
ヘルパー利用組合運営事業補助金	35	町	29-33
大家畜経営活性化資金(特認)利子補給事業	1	町	29-32
大家畜経営改善資金(特認)利子補給事業	3	町	29-33
大家畜経営改善資金(経営継承)利子補給事業	1	町	29-33
大家畜特別支援資金(特認)利子補給事業	4	町	29-33
畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	5	町	29-33
大家畜経営活性化資金(経営継承円滑化)利子補給事業	1	町	29-33
公社営草地畜産基盤整備事業	437	農業開発公社	29-33
湧別町農業施設整備施設利子補給事業	8	町	29-33
兵村地区 かんがい排水事業	755	国	29
第2兵村地区 道営農業水利施設保全合理化事業	1,249	北海道	29-33
旭・富美地区 営農用水施設建設事業	824	北海道	29-32
多面的機能支払交付金事業	270	町	29-32
湧別上湧別地区 公共牧場整備事業	550	北海道	29-33
東地区 海岸保全施設整備事業	1,631	北海道	29-32

【林業】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
町有林管理事業	398	町	29-33
民有林造林推進事業	24	森林組合	29-33
未来につながる森づくり推進事業	130	森林組合	29-33
有害鳥獣駆除報償	24	町	29-33

【水産業】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
サロマ湖漁港直轄特定漁港漁場整備事業	0	国	29-31
湧別漁港機能保全事業	280	北海道	29-31
登栄床漁港機能保全事業	1,453	北海道	29-33
中番屋地区船揚場整備事業	54	漁協	31

丁寧地区船揚場整備事業	45	漁協	32
北海道水産多面的機能発揮対策事業	8	湧別あさり礁 環境保全活動組織	29-32
漁業経営健全化促進資金利子補給事業	1	町	29-33
漁業経営安定化促進資金利子補給事業	1	町	29-33
漁業近代化資金利子補給事業	4	町	29-33
漁業後継者資格取得費用補助事業	2	町	29-33
水産物加工処理施設整備事業	1,860	漁協	30

【商工業】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
商工業振興事業	350	商工会	29-33
中小企業融資資金利子補給事業	50	町	29-33
商工業振興促進事業	180	町	29
商業店舗整備促進事業	4	町	29
企業立地促進事業	100	町	29

【雇用確保】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
通年雇用化促進事業	2	町	29-31
技能検定促進事業	1	町	29-31

【消費者保護】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
迷惑電話撃退機購入事業	2	町	29-32
消費生活啓発事業	1	町	29

【観 光】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
イベント事業	100	各実行委員会	29-33
観光協会補助事業	41	町	29-33
チューリップフェア運営事業	74	町	29-33
ファミリー愛ランドユ一整備事業	69	町	29-33
五鹿山スキー場施設備品改修事業	15	町	29-33
上湧別リバーサイドゴルフ場整備事業	250	町	29-33
宿泊施設しらかば施設整備事業	3	町	29-33
レイクパレス施設整備事業	29	町	29-33

3 社会福祉 健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり

【保健・医療】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
各種検診事業	163	町	29-33
予防接種事業	28	町	29-33
母子保健事業	28	町	29-33
検診費用助成事業	20	町	29-33
健康カレンダー作成事業	6	町	29-33
健康づくり推進協議会補助事業	4	町	29-33
遠軽地域訪問看護ステーション利用者交通費扶助	2	町	29-33
遠軽地域訪問看護ステーション負担金	7	JA北海道厚生連	29-33
救急医療対策事業	32	JA北海道厚生連	29-33
出産準備金支給事業	30	町	29-33
ゆうゆう厚生クリニック施設整備事業	31	JA北海道厚生連	29-31
ゆうゆう厚生クリニック運営費助成事業	191	JA北海道厚生連	29-33
不妊治療費助成事業	5	町	29-33

【子育て支援】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
上湧別保育所施設整備事業	259	町	29-31
芭露保育所施設整備事業	176	町	30-32
乳幼児等医療費助成事業	72	町	29-33

【社会福祉】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
地域活動支援センターさわやか負担金	21	町	29-33
地域活動支援センターTonden運営費補助事業	45	町	29-33
高齢者等さわやか住宅改造補助事業	5	町	29-33
介護手当助成事業	3	町	29-33
重度身体障がい者福祉バス通院費助成事業	3	町	29-33
重度身体障がい者ハイヤー通院費助成事業	8	町	29-33
高齢者バス通院費助成事業	55	町	29-33
高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業	66	町	29-33
老人クラブ運営費補助事業	13	町	29-33
高齢者就労センター補助事業	10	町	29-33
敬老会開催事業	30	町	29-33
湧別町高齢者生活福祉センター運営管理事業	115	町	29-33
任意事業（寝たきり老人等介護手当支給事業）	29	町	29-33

任意事業（寝たきり老人等紙おむつ購入助成事業）	3	町	29-33
任意事業（高齢者用歩行車購入助成事業）	2	町	29-33
任意事業（高齢者等緊急通報システム事業）	25	町	29-33
介護サービス等利用者負担額助成事業	37	町	29-33
社会福祉法人利用者負担軽減助成事業	1	町	29-33

4 教育文化 心の豊かさと生きる力を育むまちづくり

【学校教育】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
小中学校パソコン等機器整備事業	130	町	29-33
小中学校通学費補助事業	34	町	29-33
小中学校図書整備事業	18	町	29-33
小学校教材整備事業	63	町	29-33
小学校就学扶助事業	9	町	29-33
小学校特別支援教育事業	52	町	29-33
小学校ヘルメット購入補助事業	1	町	29-33
学力向上支援事業	2	町	29-33
小学校課外活動費補助事業	8	町	29-33
中学校教材整備事業	75	町	29-33
中学校就学扶助事業	9	町	29-33
中学校課外活動費補助事業	23	町	29-33
私立幼稚園補助事業	22	町	29-33
教員住宅建設事業	165	町	29-33
教育アドバイザー設置事業	35	町	29-33
語学指導助手招へい事業	55	町	29-33
芭露小学校危険改築工事	291	町	29-30
湖陵中学校大規模改造事業	210	町	29
開盛小学校改修工事	22	町	29
中高一貫教育推進事業	17	町	29-33
湧別高等学校存続対策事業	100	町	29-33
給食センター改修事業（屋上防水工事）	10	町	29
給食センター設備整備事業	82	町	29-33

【社会教育】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
町民大学開設事業	10	実行委員会	29-33

【芸術文化】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
カルチャー教室	1	町	29-33
文化連盟補助	3	町	29-33
文化センターTOM整備事業	156	町	29-33
文化センターさざ波整備事業	157	町	29-33
芸術文化振興事業	32	町	29-33
芸術文化奨励補助事業	55	町	29-33

【図書館】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
図書館資料(図書・視聴覚)購入事業	43	町	29-33
図書館システム更新	4	町	32

【博物館・文化財】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
郷土資料収蔵庫建設事業	300	町	32

【スポーツ】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
芭露畜産研修センター及び芭露ファミリースポーツセンター施設整備事業	198	町	29-30
中湧別総合体育館施設整備事業	237	町	29-30
湧別運動公園(野球場)整備事業	4	町	30
中湧別野球場施設整備事業	3	町	29
スポーツ文化遠征費補助事業	15	町	29-33
スポーツ文化合宿誘致事業	17	町	29-33
サロマ湖100kmウルトラマラソン事業	15	町	29-33

【国際・国内・同郷交流】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
交換留学事業	5	町	29-33
相互交流事業	54	町	29-33

5 協働・行財政 人がふれあい支え合う安定したまちづくり

【住民協働】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
自治会補助事業	101	町	29-33
地域づくり振興事業補助	73	町	29-33
地区会館等施設整備事業	18	町	30-32
福祉バス購入事業	20	町	33
街路灯整備事業	302	町	29

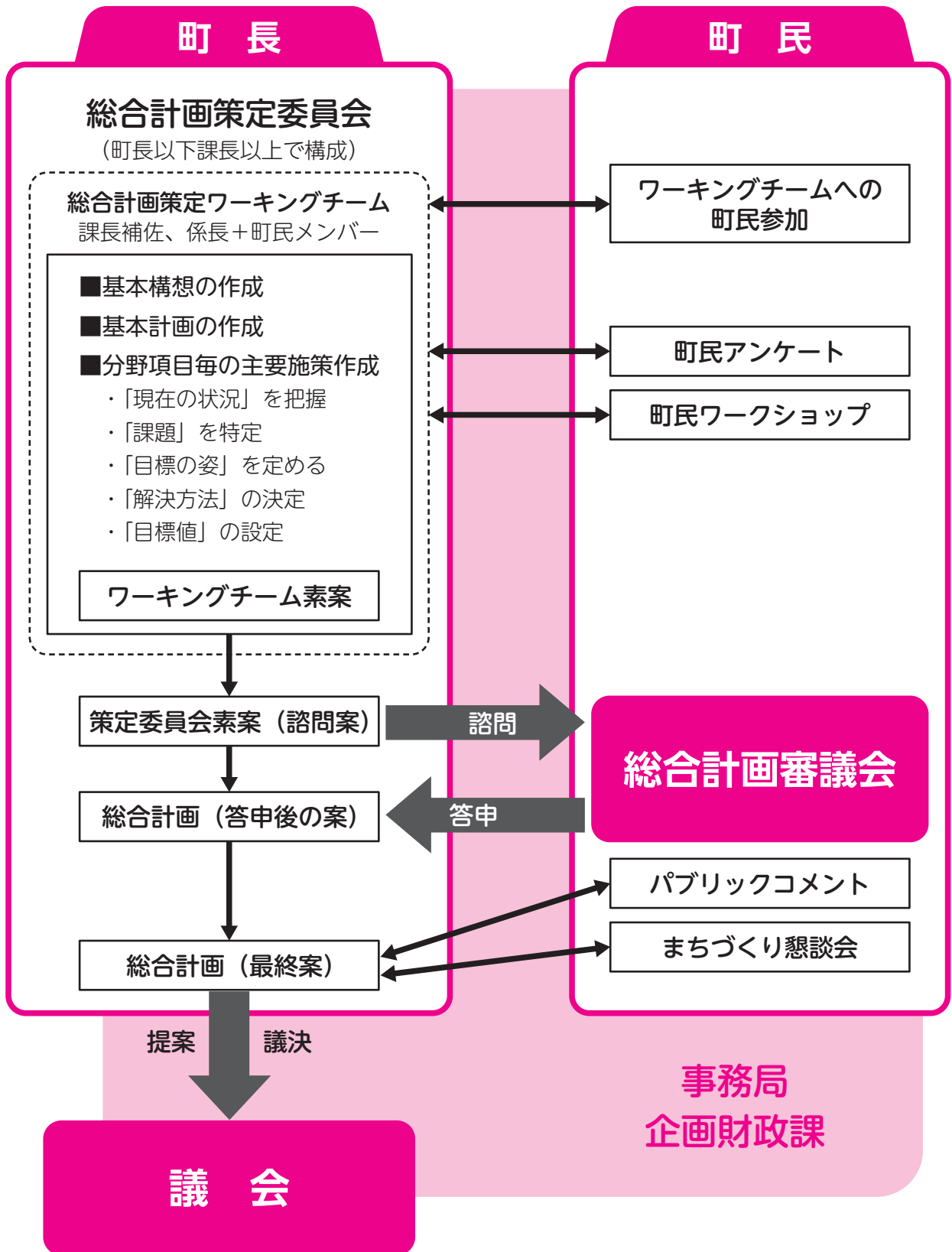
【情報共有】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
広報紙発行事業	22	町	29-33
ホームページ管理事業	5	町	29-33

【行政効率化】

事業名	事業費(百万円)	事業主体	実施年度
湧別町人事評価制度運用支援業務	5	町	29-33
職員研修事業	15	町	29-33

2 総合計画策定組織体系図



3 湧別町総合計画審議会条例

平成21年10月5日条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、湧別町総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び公募者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成21年条例第43号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

概 湧別町
況の

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

4 湧別町総合計画審議会専門部会規則

平成21年10月5日規則第6号
改正 平成22年9月1日規則第28号
平成27年4月10日規則第13号

(趣 旨)

第1条 この規則は、湧別町総合計画審議会条例（平成21年条例第10号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、湧別町総合計画審議会専門部会の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置き、分掌して審議を行う。

- (1) 基盤整備部会
- (2) 産業振興部会
- (3) 社会福祉部会
- (4) 教育文化部会
- (5) 協働・行財政部会

2 前項各号に掲げる部会の担当する分野項目は、会長が別に定める。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会に属する会務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ、招集する。

- 2 部会の会議の議長は、部会長が行う。
- 3 部会の会議については、条例第6条第2項及び第4項の規定を準用する。

(合同会議)

第5条 関係部会が意見の調整その他協議が必要と認めるときは、合同会議を開くことができる。

- 2 前項の合同会議の議長は、関係部会長の協議によって定める。

(報 告)

第6条 部会長は、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(他部会への出席)

第7条 会長、会長職務代理者及び部会長は、部会（部会長にあっては、他の部会）に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月5日から施行する。

附 則（平成22年9月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月10日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

5 湧別町総合計画審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦団体	役職	専門部会
団体推薦 (有識者)	阿部 善夫	湧別町農業委員会委員	部会長	産業振興
	青柳 敏孝	湧別町農業委員会委員		産業振興
	竹部 行義	湧別町教育委員会委員	会長	教育文化
	井上 久恵	湧別町教育委員会委員		社会福祉
	宮澤 道	湧別町社会教育委員	部会長	教育文化
	石垣 誠一	湧別町社会教育委員	部会長	協働・行財政
	石川 克己	湧別町スポーツ推進委員		教育文化
	神尾 一明	湧別町スポーツ推進委員		協働・行財政
	森谷 敏子	民生児童委員		社会福祉
	多田 貞子	民生児童委員	職務代理者	協働・行財政
	伊藤 務	湧別町消防団	職務代理者	基盤整備
	木下 敏彦	湧別町消防団		基盤整備
	斉藤 安雄	湧別町自治会連合会		協働・行財政
	五十嵐 優	湧別町自治会連合会	部会長	基盤整備
	岩瀬 昌俊	湧別町社会福祉協議会		社会福祉
	西川 仁史	湧別町社会福祉協議会		社会福祉
	高橋 茂	上湧別福祉会		基盤整備
	篠田 悟	湧別福祉会		社会福祉
	押野 健一	湧別町老人クラブ連合会	部会長	社会福祉
	古川 宏道	湧別文化連盟		教育文化
	久保 隆幸	湧別町体育協会		基盤整備
	平野 寿雄	湧別町PTA連合会	職務代理者	社会福祉
	野田 直人	湧別町青少年指導センター	職務代理者	教育文化
	芦崎 範敏	湧別町校長会		教育文化
	亀田 修	北海道銀行中湧別支店		協働・行財政
	戸島 隆志	遠軽信用金庫中湧別支店		産業振興
	榎 典明	湧別町自治推進委員会	副会長	協働・行財政
	岡和田 博	えんゆう農業協同組合		産業振興
	友澤 勇司	湧別町農業協同組合		産業振興
	雲津 幸治	湧別漁業協同組合	職務代理者	産業振興
	柴田 洋幸	湧別町商工会		産業振興
	深澤 繁子	湧別町商工会		基盤整備
	藤井 伴晴	湧別町観光協会		産業振興
岩井 孝浩	湧別町観光協会		基盤整備	
久須田 昭	遠軽地区森林組合		産業振興	
一般公募	柳澤 勝彦			基盤整備
	梅田 唯士			協働・行財政

計 37名

第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

6 総合計画審議会への諮問書

湧企財第29号
平成28年4月8日

湧別町総合計画審議会
会長 竹部行義様

湧別町長 石田昭廣

第2期湧別町総合計画の諮問について
湧別町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2期湧別町総合計画（諮問案）について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問書類
 - ・第2期湧別町総合計画 諮問案
 - ・【参考資料】第2期湧別町総合計画 実施計画案（主要事業一覧表）

7 総合計画審議会からの答申書

平成28年7月22日

湧別町長 石田昭廣様

湧別町総合計画審議会
会長 竹部行義

第2期湧別町総合計画の答申について
平成28年4月8日付けで諮問された第2期湧別町総合計画については、各専門部会の基本計画の審議結果をもとに、審議会での全体審議による基本構想等の審議を慎重に行いました。
審議の結果、細部については若干の修正を行うことで、まちの将来像により一層近づくことを期待し、意見を添えて答申いたします。

記

1. 審議会の意見を反映した計画書は、別紙「第2期湧別町総合計画答申案」のとおりです。
2. 審議内容と経過は、別紙「審議報告書」のとおりです。

8 策定の経過

平成27年 4月23日	町民アンケート調査
24日	中高生アンケート調査
27日	団体アンケート調査
8月5日	第1回湧別町総合計画策定委員会
9月16日	第1回湧別町総合計画ワーキングチーム会議
10月30日	町民ワークショップ
平成28年 1月5日	第2回湧別町総合計画策定委員会
13日	第1回湧別町総合計画策定委員会教育文化専門部会
18日	第1回湧別町総合計画策定委員会社会福祉専門部会
26日	第1回湧別町総合計画策定委員会協働・行財政専門部会
28日	第1回湧別町総合計画策定委員会産業振興専門部会
29日	第1回湧別町総合計画策定委員会基盤整備専門部会
2月22日	第1回湧別町総合計画審議会
3月2日	第3回湧別町総合計画策定委員会
15日	湧別町総合計画策定委員会部会長会議
4月5日	第4回湧別町総合計画策定委員会
8日	第2回湧別町総合計画審議会（計画案の諮問）
19日	第1回湧別町総合計画審議会社会福祉専門部会
21日	第1回湧別町総合計画審議会協働・行財政専門部会
	第1回湧別町総合計画審議会基盤整備専門部会
	第1回湧別町総合計画審議会産業振興専門部会
25日	第1回湧別町総合計画審議会教育文化専門部会
5月10日	第2回湧別町総合計画審議会基盤整備専門部会
	第2回湧別町総合計画審議会協働・行財政専門部会
11日	第2回湧別町総合計画審議会教育文化専門部会
13日	第2回湧別町総合計画審議会社会福祉専門部会
17日	第2回湧別町総合計画審議会産業振興専門部会
19日	第3回湧別町総合計画審議会社会福祉専門部会
31日	第3回湧別町総合計画審議会教育文化専門部会
	第3回湧別町総合計画審議会基盤整備専門部会
6月2日	第3回湧別町総合計画審議会協働・行財政専門部会
8日	第4回湧別町総合計画審議会教育文化専門部会
29日	第3回湧別町総合計画審議会
7月22日	第4回湧別町総合計画審議会（計画案の答申）
8月1日	第5回湧別町総合計画策定委員会
2日	パブリックコメント（8月31日まで）
22日	町民懇談会（上湧別コミュニティセンター）
24日	町民懇談会（社会福社会館）
25日	町民懇談会（文化センターさざ波）
26日	町民懇談会（芭露地区会館）
9月20日	平成28年第3回湧別町議会定例会（議案提出）
11月21日	総合計画審査特別委員会
29日	総合計画審査特別委員会
30日	総合計画審査特別委員会
12月19日	平成28年第3回湧別町議会定例会（可決）

第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料



第2期湧別町総合計画

発行 北海道湧別町
発行日 平成29年3月
企画・編集 湧別町企画財政課
〒099-6592
北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
TEL (01586) 2-2111 (代表)
FAX (01586) 2-2511
E-mail kikaku@town.yubetsu.lg.jp

YUBETS
2017▶2021

